

忠岡町
障がい福祉計画(第7期)・
障がい児福祉計画(第3期)
(案)

令和5年12月現在
忠岡町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の法的位置付けと期間.....	2
3 計画の対象者	5
4 計画策定体制	6
5 障がい福祉サービス等の円滑な実施に関する方向性	7
第2章 障がい者を取り巻く状況と課題	12
1 人口の推移	12
2 障がいのある人の状況	13
3 アンケート調査にみる障がいのある人の状況.....	18
第3章 前期計画の目標と結果.....	27
1 障がい福祉計画(第6期)の成果目標と結果.....	27
2 障がい児福祉計画(第2期)の目標と結果.....	29
第4章 計画の基本的考え方	30
1 基本理念と将来像.....	30
第5章 障がい福祉計画.....	31
1 成果目標.....	31
2 障がい福祉サービスの利用見込量と確保方策	35
3 地域生活支援事業の利用見込量と確保方策	57
第6章 障がい児福祉計画	70
1 成果目標.....	70
2 障がい児福祉サービスの利用見込量と確保方策	71
第7章 計画の推進に向けて	77
1 推進体制と進行管理	77
資料編.....	79
1 計画策定の経過.....	79
2 計画の策定体制	80
3 関連する法律の流れ.....	83
4 用語の解説.....	86

※本計画では、障がい者の「害」という漢字からくる印象を考慮し、法制度や国の計画、固有名詞以外は「障がい」とひらがなで表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

本町では、「障害者基本法」に基づき、「第4次忠岡町障がい者計画」を、また、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく「忠岡町障がい福祉計画（第6期）・忠岡町障がい児福祉計画（第2期）」を、令和3年3月に策定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しているところです。

この間、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による感染拡大は、住民生活に大きな影響を及ぼしました。障がいのある人にとっても、サービス利用や交流、社会参加、相談といった場や機会の制約が少なからずあり、今後、障がいのある人のみならず、家族に対しても支援の充実が必要とされています。

国においては、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が令和3年5月に改正され、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へと変更されました（令和6年4月施行）。

また、令和4年5月には、障がいのある人の情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定され、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

障がい福祉サービスや障がい児福祉サービスに関しては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下、「改正障害者総合支援法」と表記）が令和4年12月に成立し、令和5年5月には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」と表記）も改正されました。

本町においては、令和5年度末をもって、「忠岡町障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」を終了することから、これまでの取組の成果と課題、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方を踏まえ、新たに「忠岡町障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」（以下、「本計画」と表記）を策定するものです。

2 計画の法的位置付けと期間

(1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置付けと関係

障がい者福祉施策に関する個別分野計画は①障がい者計画、②障がい福祉計画、③障がい児福祉計画の3種類となっており、本計画は②と③に該当します。また、②と③については「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20において、それぞれを一体的に策定して良い旨が示されており、本町においてもこれに基づき、一体的に策定するものとします。

①障がい者計画

「障害者基本法」第11条第3項に規定されている市町村障がい者計画に相当するもので、本町における障がい者施策に関する基本的な計画です。また、本町が障がい者施策を推進する際の方向性を明らかにし、障がい者福祉に関する行政運営の指針となる計画です。

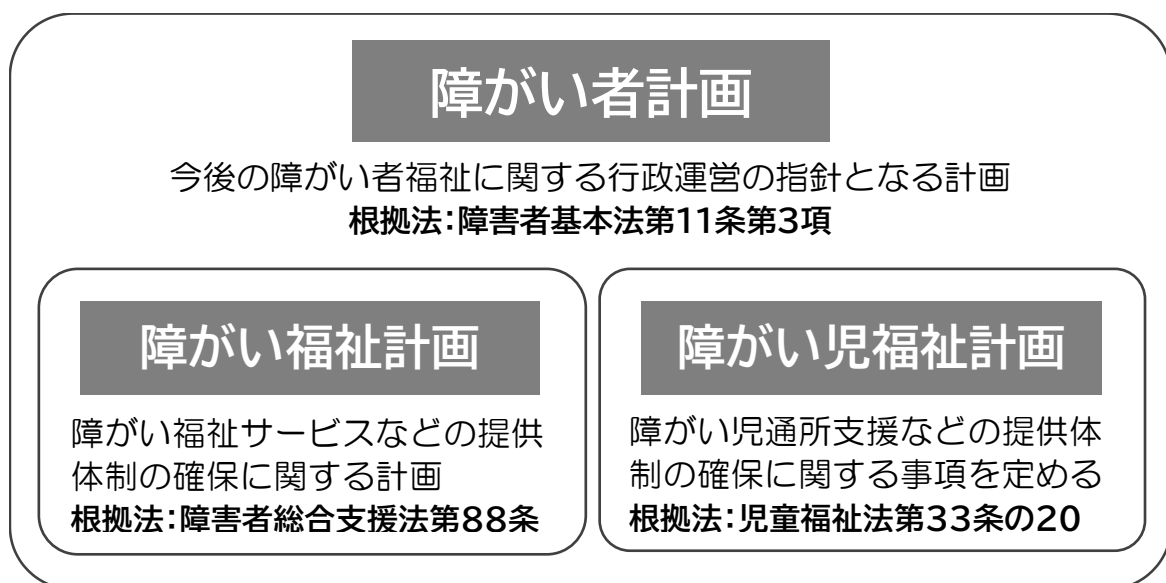
②障がい福祉計画

「障害者総合支援法」第88条に規定されている市町村障がい福祉計画に相当し、策定が義務付けられている計画で、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定めるものです。

③障がい児福祉計画

「児童福祉法」第33条の20に規定されており、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

[障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置付けと関係]

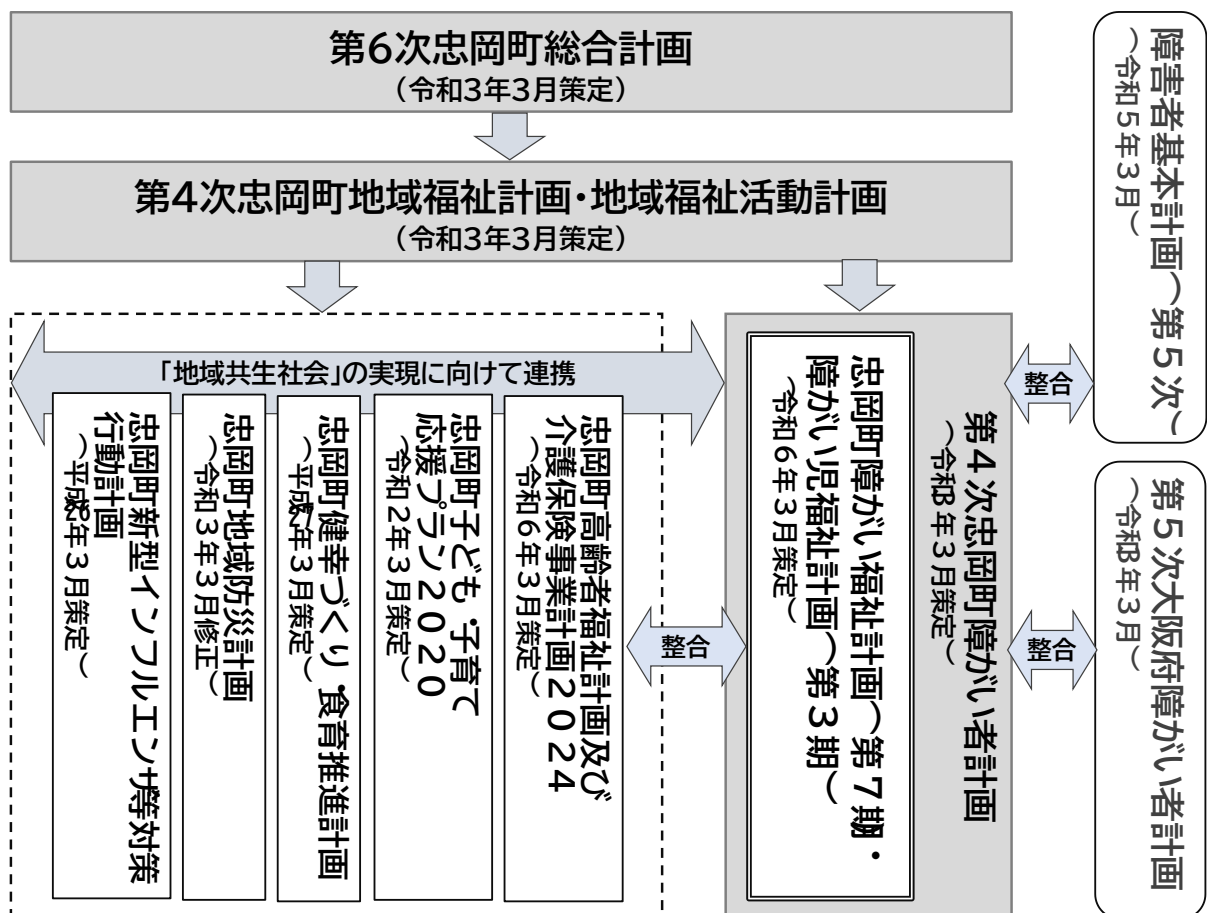


(2) 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「第6次忠岡町総合計画」（令和3年3月策定）との整合性を図るとともに、「第4次忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（令和3年3月策定）、「忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2024」（令和6年3月策定）、「忠岡町子ども・子育て応援プラン2020」（令和2年3月策定）、「忠岡町健幸づくり計画・食育推進計画」（平成27年3月策定）、「忠岡町地域防災計画」（令和3年3月修正）及び「忠岡町新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成26年3月策定）との連携・調整を図ります。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月策定）及び大阪府の「第5次大阪府障害がい者計画」（令和3年3月策定）との整合性にも留意しています。

[上位計画・関連計画との関係]



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

[計画の期間]

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
総合計画	第5次					第6次									
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次					第4次						第5次			
障がい者計画	第3次					第4次						第5次			
障がい福祉計画	第4期	第5期		第6期		第7期		第8期		第9期					
障がい児福祉計画			第1期		第2期		第3期		第4期		第5期				

3 計画の対象者

「障害者基本法」や「障害者総合支援法」などの関連法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人、障がいのある児童、高次脳機能障がいのある人及び難病患者を対象とします。

〔計画の対象に関連する法律〕

①障害者基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

②障害者総合支援法

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

③児童福祉法

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

④発達障害者支援法

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

⑤難病の患者に対する医療等に関する法律

第一条 この法律は、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。）の患者に対する医療その他難病に関する施策（以下「難病の患者に対する医療等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

第二条 難病の患者に対する医療等は、難病の克服を目指し、難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に行われなければならない。

⑥医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰かくたん吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

4 計画策定体制

本計画は以下の体制の下で策定しました。

(1)「忠岡町障害者施策推進協議会」の設置

学識経験者をはじめ福祉関係者、当事者団体、関係機関等から構成される「忠岡町障害者施策推進協議会」を開催しました。

(2) 町民からの意見・要望等の収集

①町民アンケート調査の実施

障がいのある人や障がいのある児童の日常生活の状況や福祉ニーズ等を把握するため、令和5年8月から9月にかけてアンケート調査を実施しました。

【町民アンケート調査の概要】

調査票の種類	対象	配布数	回収数	回収率
障がい者用調査	19歳以上の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者、及び自立支援医療(精神通院)の受給者	1,040	445	42.8%
子ども用調査	18歳以下の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者、及び障がい児通所支援の地用者	113	40	35.4%

②パブリックコメントの実施

5 障がい福祉サービス等の円滑な実施に関する方向性

国の「基本指針」で示された基本的理念及び障がい福祉サービス・障がい児支援・相談支援の提供体制の確保に必要な以下の事項（抜粋）について、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施に向けて取り組みます。

第一 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ・障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮
- ・障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備推進

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

- ・障がい福祉サービスの充実・均てん化
- ・発達障がい者・高次脳機能障がい者が障害者総合支援法の給付対象であることの周知
- ・難病患者等への支援の明確化、障がい福祉サービスの活用促進

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助等による入所等からの地域生活への移行が可能となる障がい福祉サービス等の提供体制の整備
- ・地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターの効果的な連携の確保
- ・卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした継続的な支援
- ・精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けた精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

4 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域の相談等を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機能協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ・相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援
- ・コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援
- ・重層的支援体制整備事業の活用

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

- ・障がい児通所支援等の充実・均てん化
- ・障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援提供体制の構築
- ・地域社会への参加やインクルージョンの推進
- ・医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築

6 障がい福祉人材の確保・定着

- ・専門性を高めるための研修の実施
- ・多職種間の連携の推進
- ・障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報
- ・職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策
- ・ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化

7 障がい者の社会参加を支える取組定着

- ・障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備の計画的推進
- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進

二 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
 - ・グループホームの充実・入所等から地域生活への移行
 - ・障がい者が希望する一人暮らし等に向けた支援等の充実
 - ・管内の福祉施設等の支援に係るニーズ把握
 - ・地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実、障がい者支援施設の小規模化等の推進・施設入所者の地域生活の移行や地域との交流機会の確保など地域への開放
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
 - ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者の支援ニーズの把握、地域課題の整理、専門的人材の育成、地域資源の開発等
 - ・難病患者の多様な症状や障がいなどの特性に配慮した、専門機関と連携した障がい福祉サービスの利用も含む支援体制の整備
- 6 依存症対策の推進

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
 - ・相談支援事業者等と保健、医療、福祉サービスにつなげる等関係機関との連携
 - ・サービス等利用計画が支給決定に先立ち必ず作成されるよう、体制の確保・維持
 - ・相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握、障がい者等からの相談に応じる体制の整備、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言、特定相談支援事業所の充実のための必要な施策の確保
 - ・市町村における基幹相談支援センターの設置の努力義務化、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等の法律上の明確化
 - ・主任相談支援専門員の計画的な確保と機能・有効活用
 - ・計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センターそれぞれの地域における相談支援体制についての検証・評価、障がい者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の強化・充実
 - ・都道府県と市町村の連携による、精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援のための相談・支援体制の整備
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
 - ・計画的な地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保
 - ・自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
- 3 発達障がい者等に対する支援
 - ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制や発達障がいの診断等を専門的に行うことのできる医療機関等の確保
- 4 協議会の活性化
 - ・協議会における個別事情の検討を通じて、地域における障がい者の支援体制の整備を進めていくため、令和6年4月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係

機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることに

- ・障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善
- ・専門部会等の活動への当事者の参画
- ・居住支援協議会との連携促進
- ・発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等との連携確保
- ・複数の分野にまたがる課題について検討する場合などでの関係する複数の協議会の連携

四 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1 地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センターにおける障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な障がい児通所支援の体制整備（幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能）
- ・障がい児入所施設の専門的機能の強化、虐待を受けた障がい児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割、地域に開かれた施設
- ・短期入所や親子入所等の実施体制の整備
- ・障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降、大人にふさわしい環境への円滑な移行、受け皿についての議論の場
- ・障がい児通所支援や障がい児入所施設における支援の質の向上と支援内容の適正化、安全確保を図るための取組

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ・障がい児通所支援の体制整備における保育所や認定こども園や放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携
- ・母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携、子ども家庭センターと連携した支援体制の構築
- ・学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等の緊密な連携
- ・就学時・卒業時の支援の円滑な引継ぎやライフステージに応じた対応力強化
- ・放課後等デイサービス等の障がい児通所支援における学校の空き教室の活用や関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態の検討
- ・児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の機能強化・サービスの質の向上
- ・新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の修正・活用
- ・難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施

3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

- ・児童発達支援センターの地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言の機能
- ・障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築

4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障がい児・医療的ケア児の人数・ニーズの把握・支援体制の充実
- ・重症心身障がい児・医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に向けた家庭環境を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握・短期入所の役割・あり方検討

- ・保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場の設置
- ・医療的ケア児への総合的かつ包括的な支援
- ・医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターとして養成された相談支援専門員・保健師・訪問看護師等の配置促進
- ・新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援
- ・医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための協議の場を活用した社会資源の開発・改善
- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児支援体制の整備
- ・虐待を受けた障がい児に対するきめ細やかな支援

5 障がい児相談支援の提供体制の確保

- ・障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援の実施
- ・障がい児相談支援の質の確保・向上

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一 障がい者等に対する虐待の防止

- ・虐待通報時の速やかな安全確認や事実確認と終結に至るまでの適切な対応
- ・虐待の早期発見と虐待と疑われる事案の速やかな通報
- ・指定障がい福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障がい者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置の徹底
- ・相談支援事業所に対する居宅や施設等の訪問を通じた虐待の早期発見
- ・虐待防止ネットワークの活用
- ・虐待の増減・発生要因の分析等を通じた虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等の検証
- ・死亡事案等重篤事案における発生要因の分析・事後検証や事前に相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断
- ・メール・SNSでの相談・通報受付、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応、相談・通報体制の充実
- ・虐待防止・成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修の実施

二 意思決定支援の促進

三 障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進

- ・文化芸術活動に関する相談支援、文化芸術活動の支援人材の育成、関係者のネットワークづくり、文化芸術活動に参加する機会の創出や障がい者の文化芸術活動の情報収集・発信

四 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援のニーズ把握のための調査等
- ・意思疎通支援者の養成
- ・意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり
- ・遠隔地や緊急時等に対応するためのＩＣＴ機器等の利活用

五 障がい者を理由とする差別の解消の推進

- ・市町村における相談体制の整備
- ・障がい者差別解消支援地域協議会の設置、相談事例や差別解消に向けた取組みの共有・分析、障がい特性を理解するための研修・啓発の実施

六 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

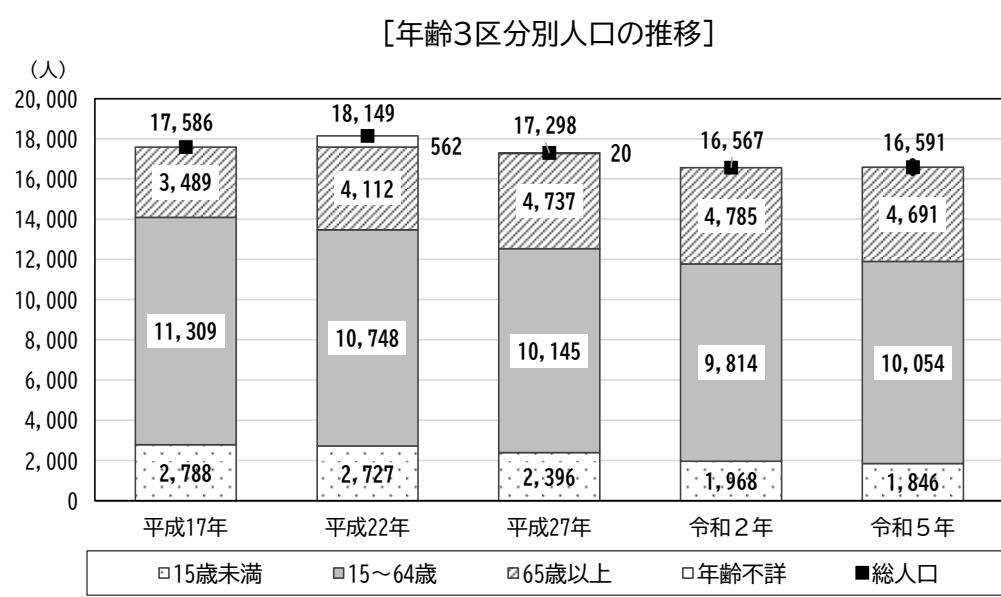
- ・障がい福祉サービス事業所等における利用者の安全確保、防災・防犯対策や感染症対策
- ・障がい福祉サービス事業所等における研修の充実や職場環境の改善

第2章 障がい者を取り巻く状況と課題

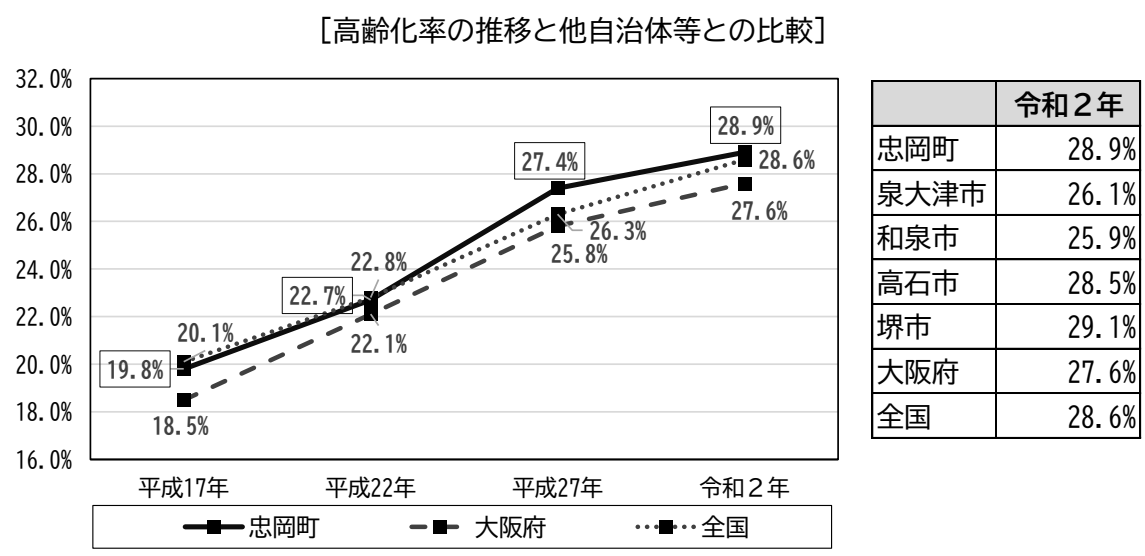
1 人口の推移

国勢調査による本町の人口は、平成22年以降減少傾向にあり、令和2年には16,567人に、また、令和5年の住民基本台帳による人口は16,591人となっています。

本町における高齢化率は、平成22年から平成27年にかけて大阪府や全国に比べて上昇率が高くなっていましたが、令和2年には28.9%で、全国平均に近くなっています。泉北地域の他の自治体に比べても、平成27年は最も高かったのが、令和2年には堺市より低くなっています。



出典：平成17年～令和2年は国勢調査。令和2年は「年齢不詳補完結果」から引用
令和5年は住民基本台帳人口（10月1日時点）



出典：各年国勢調査

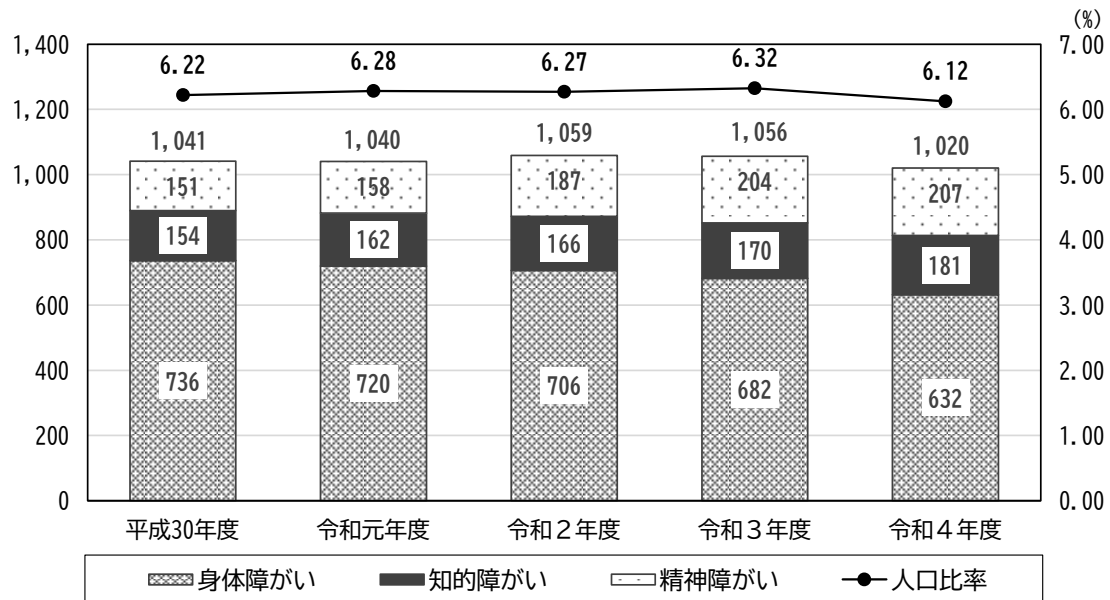
2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

本町における障がい者手帳所持者数は、令和2年度以降、緩やかな減少傾向を示し、令和4年度には1,020人となっています。令和4年度の本町の人口に対する割合は6.12%で、過去5年間で最も低くなっています。

障がい種別では、身体障がいが年々減少し、令和4年度には632人、全体の62.0%となっています。知的障がい及び精神障がいは増加傾向で推移し、令和4年度には知的障がい181人、全体の17.7%、精神障がい207人、全体の20.3%となっています。

[障がい者手帳所持者数及び人口比率の推移]



出典：地域福祉課調べ（各年度末時点）

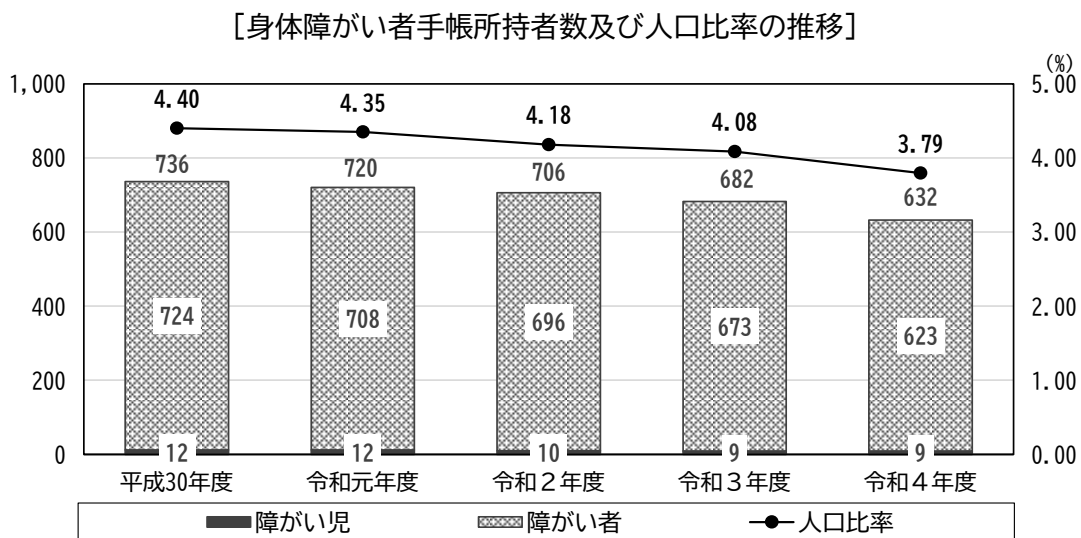
(2) 障がい種別の手帳所持者等の状況

① 身体障がいのある人の状況

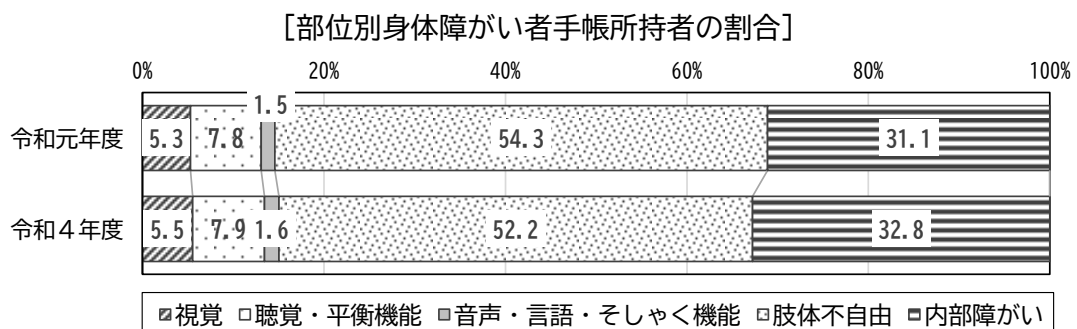
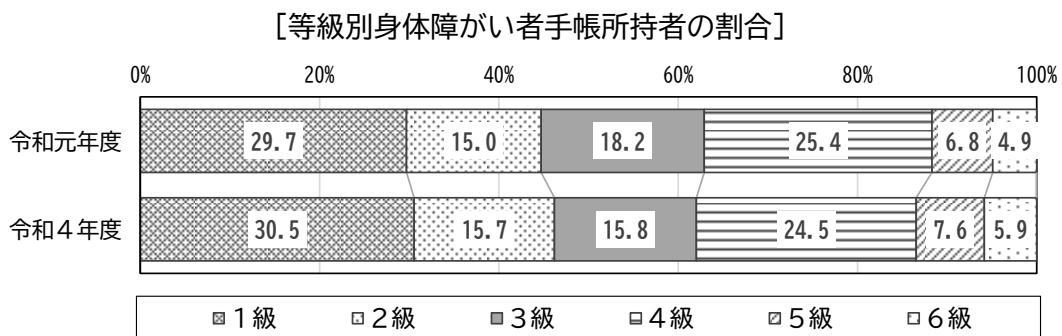
身体障がい者手帳所持者数の人口に対する割合は年々低下し、令和4年度には3.79%となっています。また、年齢2区分別では、18歳未満の障がい児はわずかながら減少傾向を示し、18歳以上の障がい者は特に令和4年度の減少が大きく、623人となっています。

障がいの程度を示す等級別では、1級(30.5%)が最も多く、2級と合わせた重度が46.2%と半数近く、令和元年度に比べ1.5ポイント高くなっています。

障がいの部位別では、肢体不自由(52.2%)が最も多く、次いで内部障がい(32.8)となっています。



出典：地域福祉課調べ（各年度末時点）、以下同様

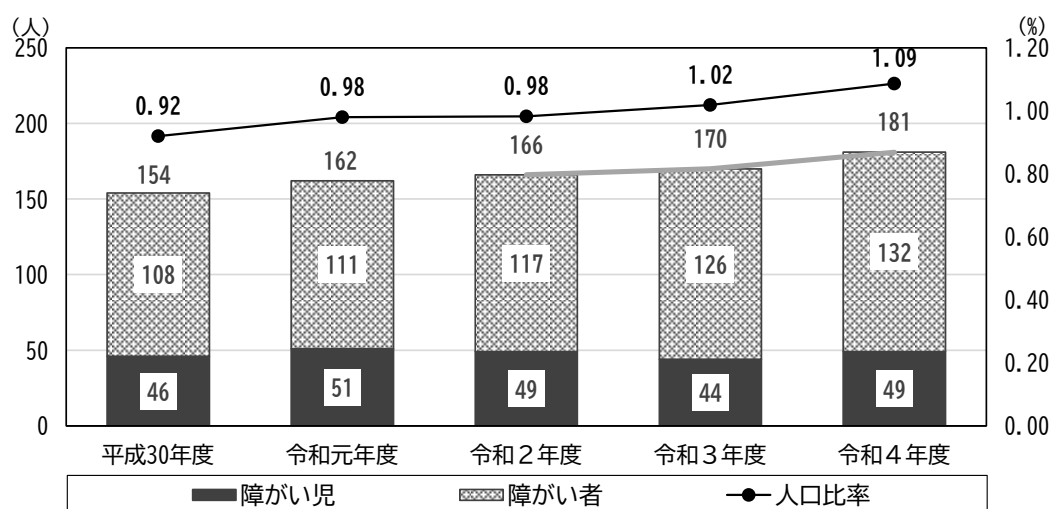


②知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の人口に対する割合はおおむね上昇を続け、令和4年度には1.09%となっています。また、年齢2区分別では、18歳未満の障がい児は増減しながら大きな変動なく推移し令和4年度には49人、18歳以上の障がい者は増加を続け、令和4年度には132人となっています。

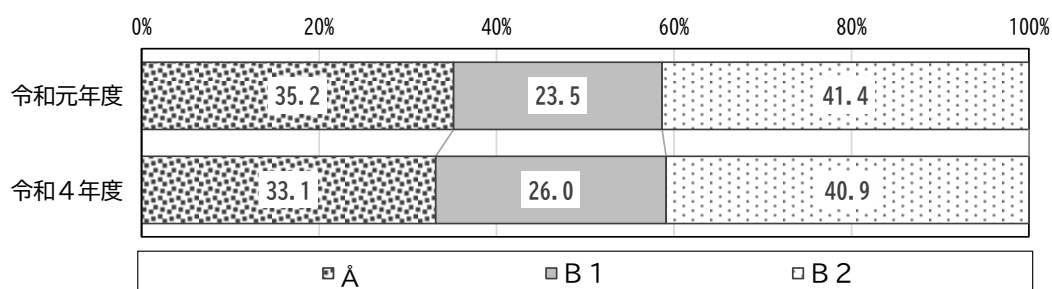
障がいの程度を示す判定別では、B2（40.9%）が最も多くなっています。また、重度のAは33.1%で、令和元年度に比べ2.1ポイント低くなっています。

〔療育手帳所持者数及び人口比率の推移〕



出典：地域福祉課調べ（各年度末時点）、以下同様

〔判定別療育手帳所持者の割合〕

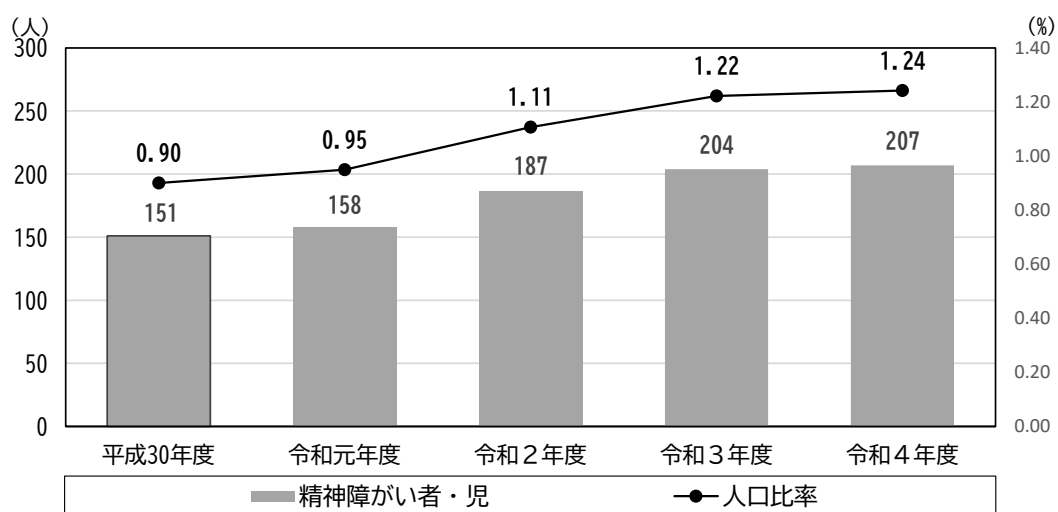


③精神障がいのある人の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の人口に対する割合は上昇を続け、令和4年度には1.24%となっています。また、令和4年度の18歳未満の障がい児は16人、18歳以上の障がい者は191人となっています。

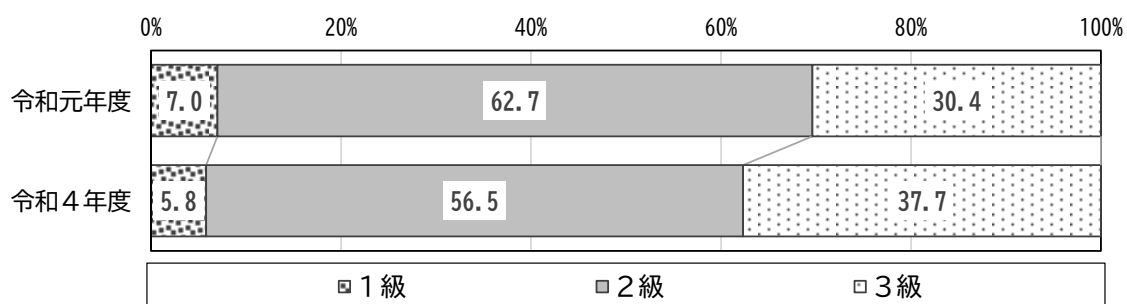
障がいの程度を示す等級別では、2級（56.5%）が最も多くなっています。また、重度の1級は5.8%で、令和元年度に比べ1.2ポイント低くなっています。

〔精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び人口比率の推移〕



出典：地域福祉課調べ（各年度末時点）、以下同様

〔等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者の割合〕



④重症心身障がいのある人の状況

身体障がい者手帳所持者及び療育手帳所持者のうち、身体障がい者手帳1級または2級と療育手帳A判定を所持する重症心身障がい児者数は、令和元年度以降、おおむね横ばいで推移しており、令和4年度では11人となっています。

令和4年度の18歳未満の障がい児は3人、18歳以上の障がい者は8人となっています。

[重症心身障がい児者数の推移]

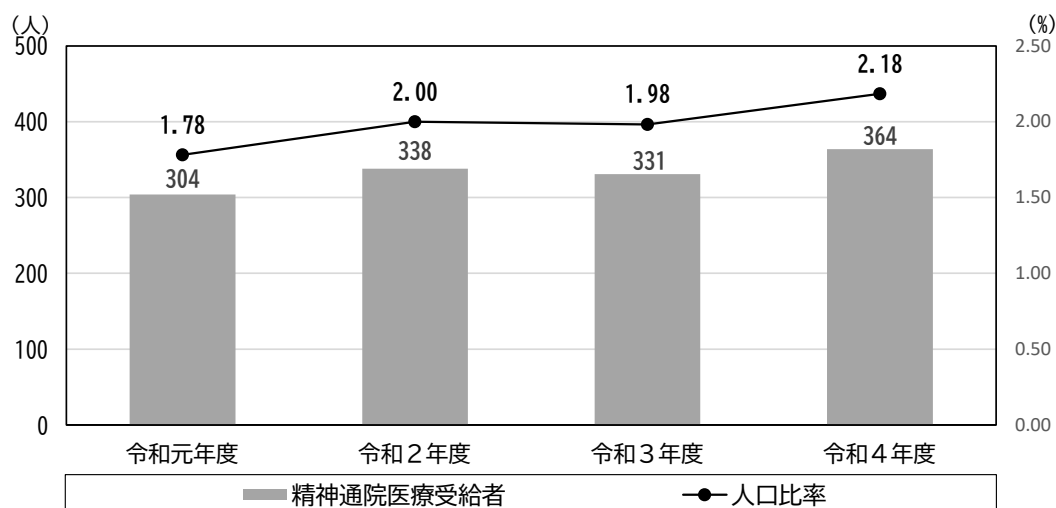
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい児	4	3	3	3
障がい者	9	9	9	8
総数	13	12	12	11

出典：地域福祉課調べ（各年度末時点）

⑤自立支援医療(精神通院医療)受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、増減しながらも増加傾向にあり、令和4年度では364人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者数より多くなっています。また、人口に対する割合は2.18%となっています。

[自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移]



出典：地域福祉課調べ（各年度末時点）

3 アンケート調査にみる障がいのある人の状況

(1) 障がい者アンケート

①属性や診断状況

回答者の障がい種別は、「身体障がい」が61.6%、「精神障がい」が14.6%、「重複障がい」が13.3%、「知的障がい」が8.8%となっています。

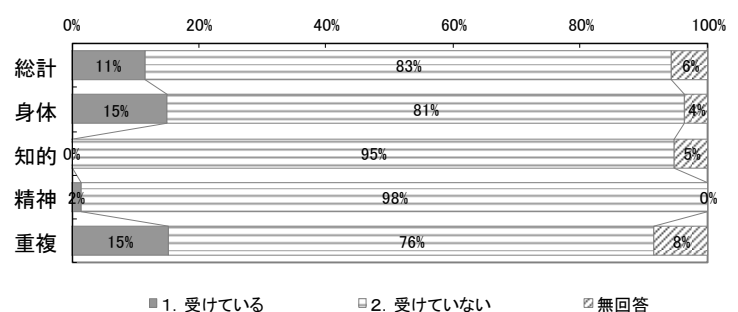
年齢は70代、80代が多くなっていますが、知的障がい者では20代と40代、精神障がい者及び重複障がい者では50代が最も多くなっています。

[障がい種別年齢構成]

	総計		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		重複障がい者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 10代まで	8	2%	1	0%	5	13%	1	2%	1	2%
2. 20代	23	5%	2	1%	8	21%	10	15%	3	5%
3. 30代	19	4%	1	0%	7	18%	6	9%	5	8%
4. 40代	36	8%	10	4%	8	21%	9	14%	9	15%
5. 50代	65	15%	26	9%	5	13%	19	29%	15	25%
6. 60代	50	11%	28	10%	2	5%	11	17%	9	15%
7. 70代	104	23%	91	33%	1	3%	6	9%	6	10%
8. 80代	92	21%	83	30%	0	0%	0	0%	9	15%
9. 90代以上	24	5%	24	9%	0	0%	0	0%	0	0%
無回答	24	5%	8	3%	3	8%	3	5%	2	3%
合計	445	100%	274	100%	39	100%	65	100%	59	100%

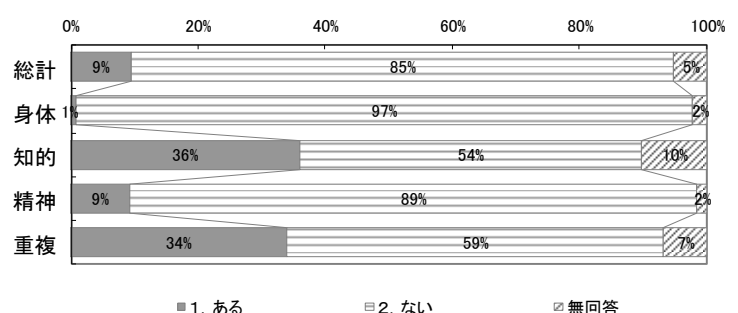
[難病の認定]

難病の認定を「受けている」が11%で、身体障がい者及び重複障がい者では、それぞれ15%となっています。



医療機関で発達障がいと診断されたことが「ある」が9%で、知的障がい者では36%となっています。

[発達障がいの診断]



②日常生活の状況

新型コロナウイルス感染症の流行による影響は、35%の方が、「非常にあった」または「あった」と回答しています。特に精神障がい者では、49%とおおよそ半数が「あった」と回答しています。

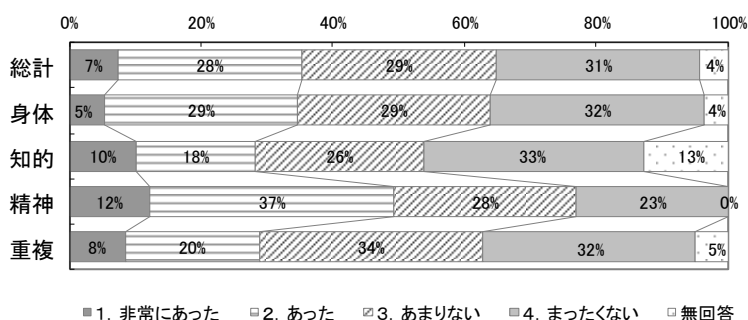
「全部介助」または「一部介助」を合わせた要介助者は、食事・トイレ・入浴などの生活動作が28%、外出が36%、お金の管理が34%、薬の管理が32%となっています。

一つでも「全部介助」または「一部介助」が必要の回答は全体で45%で、その場合の介助者は「こども」が35%と最も多く、障がい者の高齢化が進んでいる状況がみてとれます。

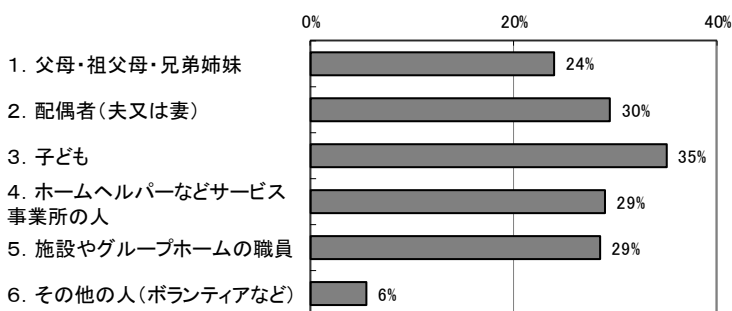
介助者の悩みは、「将来の見通しに不安がある」が43%で最も多く、次いで「緊急時の対応に不安がある」が37%、「介助者の年齢が上がっている」34%と続きます。

主な介助者が介護できないときの意向は、「介護や家事援助などを行う、ホームヘルプサービスを利用する」が34%と最も高くなっています。あとは、「同居していない他の親族に頼む」(23%)、「同居している他の親族に頼む」(18%)という回答もありますが、「施設に入院したい」(23%)、「病院に入院したい」(18%)など公的サービスに頼りたいという意向もみられました。

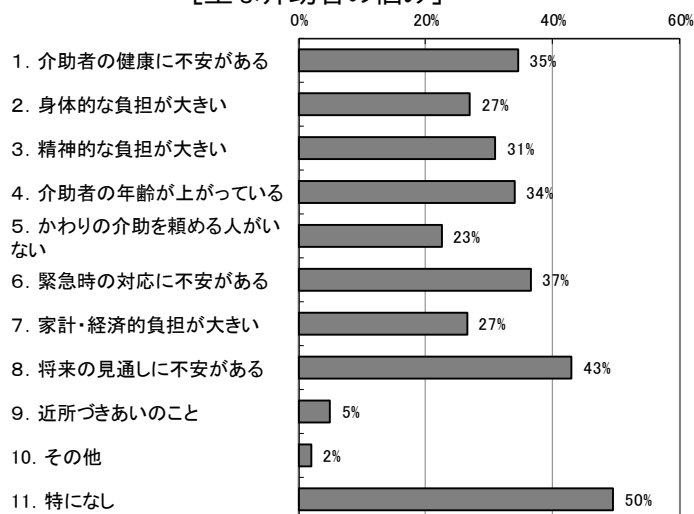
【新型コロナウイルス感染症の影響】



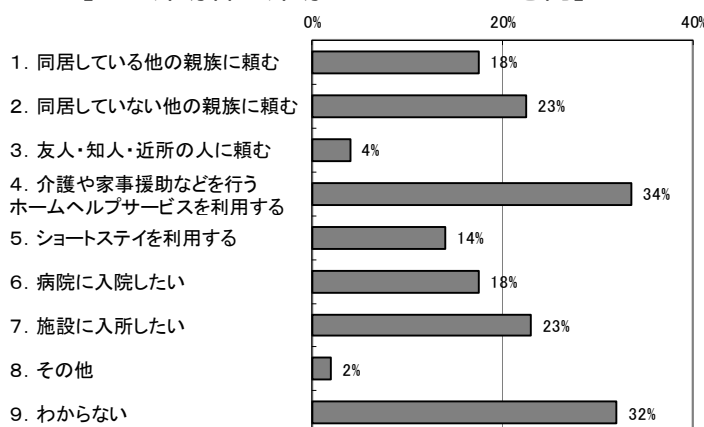
【要介助者の主な介助者】



【主な介助者の悩み】

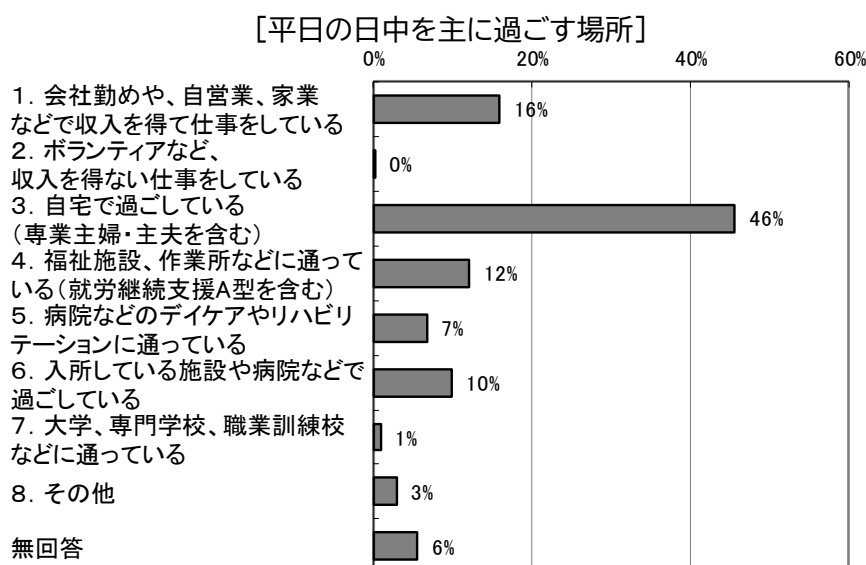


【主な介助者が介助できないときの意向】



③日中活動について

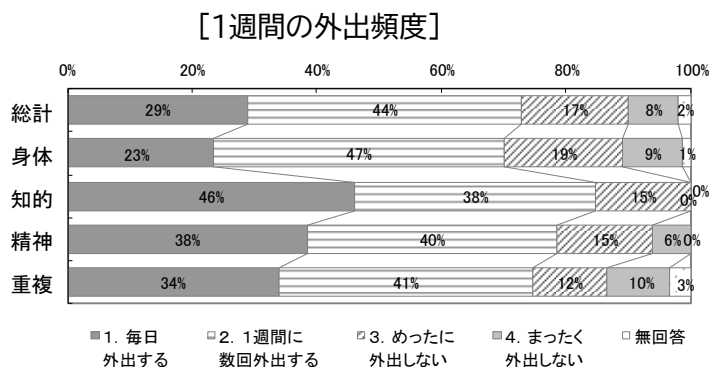
日中の活動場所は、「自宅で過ごしている」が46%と多い状況です。障がい別では、身体障がい者、精神障がい者、重複障がい者が「自宅で過ごしている」が最も多く、知的障がい者は「福祉施設、作業所などに通っている」が最も多くなっています。



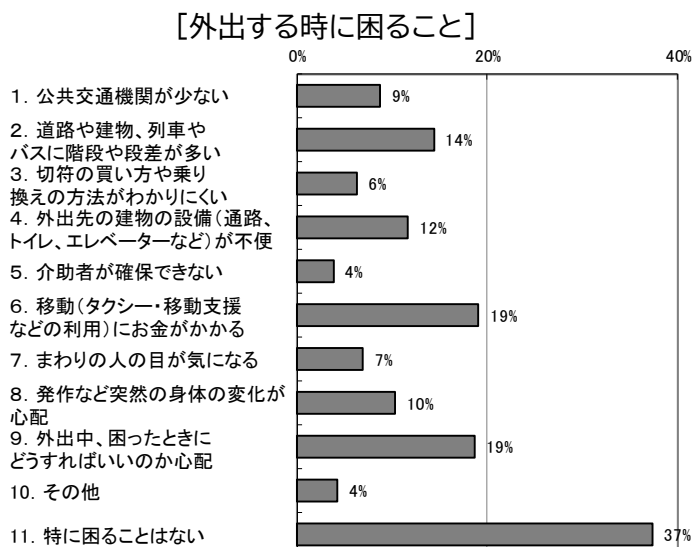
④外出について

1週間の外出頻度については、「まったく外出しない」が8%、「めったに外出しない」が17%となっています。

身体障がい者は高齢者が多いことも反映し、「まったく外出しない」または「めったに外出しない」が合わせて28%となっています。



外出する時に困ることは、「特に困ることはない」が37%で、困る内容としては、「移動（タクシー・移動支援などの利用）にお金がかかる」と「外出中、困ったときにどうすればいいのか心配」がそれぞれ19%と多い状況です。



⑤障がい福祉サービスの利用について

6つの障がい福祉サービスの中で、現在利用している率が高いのは、【ホームヘルプサービス】と【相談支援】でともに18%となっています。

今後利用したい率が高いのは、【相談支援】で43%、次いで【ホームヘルプサービス】(35%)、【福祉施設などへの通所】(30%)となっています。

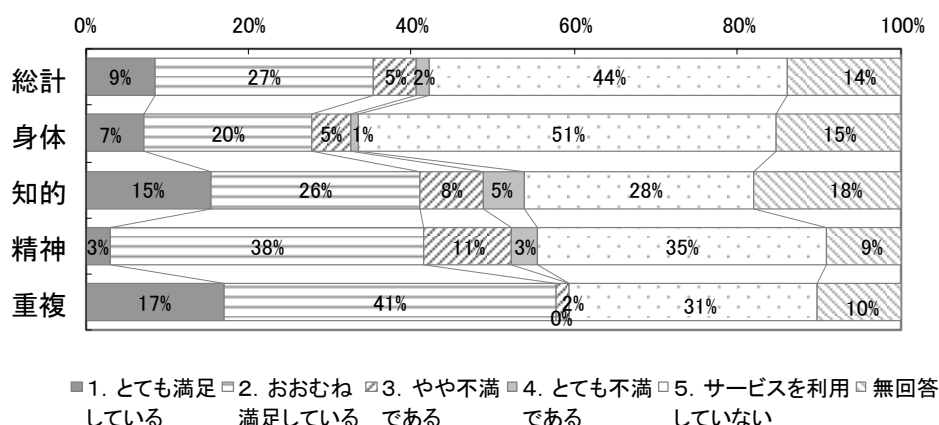
【障がい福祉サービスの利用率と利用希望率】

サービス名	現在利用している	今後利用したい
ホームヘルプサービス	15%	35%
福祉施設などへの通所	18%	30%
短期入所	4%	25%
相談支援	18%	43%
施設入所支援	4%	17%
障がい者グループホーム	5%	14%

福祉サービスへの満足度は、「とても満足している」が9%、「おおむね満足している」が27%、「やや不満である」が5%、「とても不満である」が2%、「サービスを利用していない」が44%で、サービス利用者は総じて満足しているという結果が得られました。

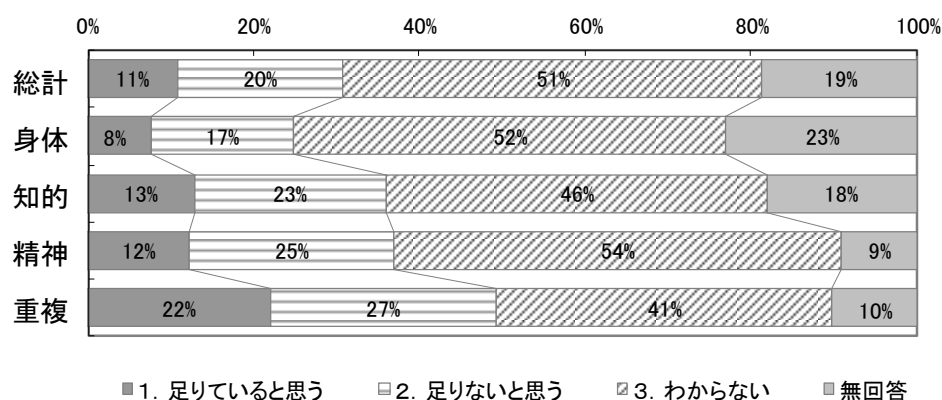
また、不満と回答した方にその理由をたずねたところ、「利用者負担が高い」が32%と最も多く、「本人や家族の意向を尊重してもらえない」も19%ありました。

【障がい福祉サービスの満足度】



「地域で生活する上で、制度やサービスは足りていると思うか」については、「足りていると思う」が11%、「足りないと思う」が20%、「わからない」が51%などとなっています。

【地域で生活する上で、制度やサービスは足りているかどうか】



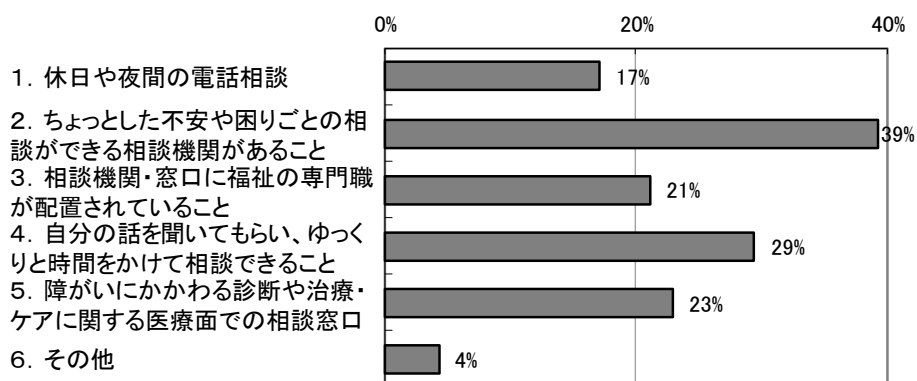
⑥相談や情報について

相談相手・相談先については、公的機関では、「かかりつけの医師や看護師」が30%で最も多く、特に精神障がい者では45%と高い割合になっています。あとは、「役場などの行政機関の相談窓口」が18%、「介護保険のケアマネジャー」が17%と続いています。

一方、「相談できる人がいない」も2%とわずかながら回答がみられます。

相談支援体制の意向については、「ちょっとした不安や困りごとの相談ができる相談機関があること」が39%で最も多く、次いで「自分の話を聞いてもらい、ゆっくりと時間をかけて相談できること」が29%となっています。

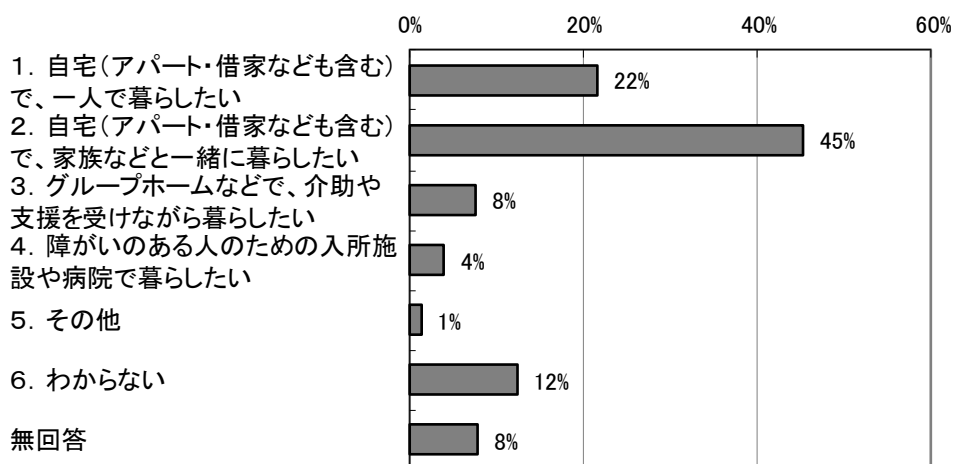
[相談支援体制の意向]



⑦地域での生活について

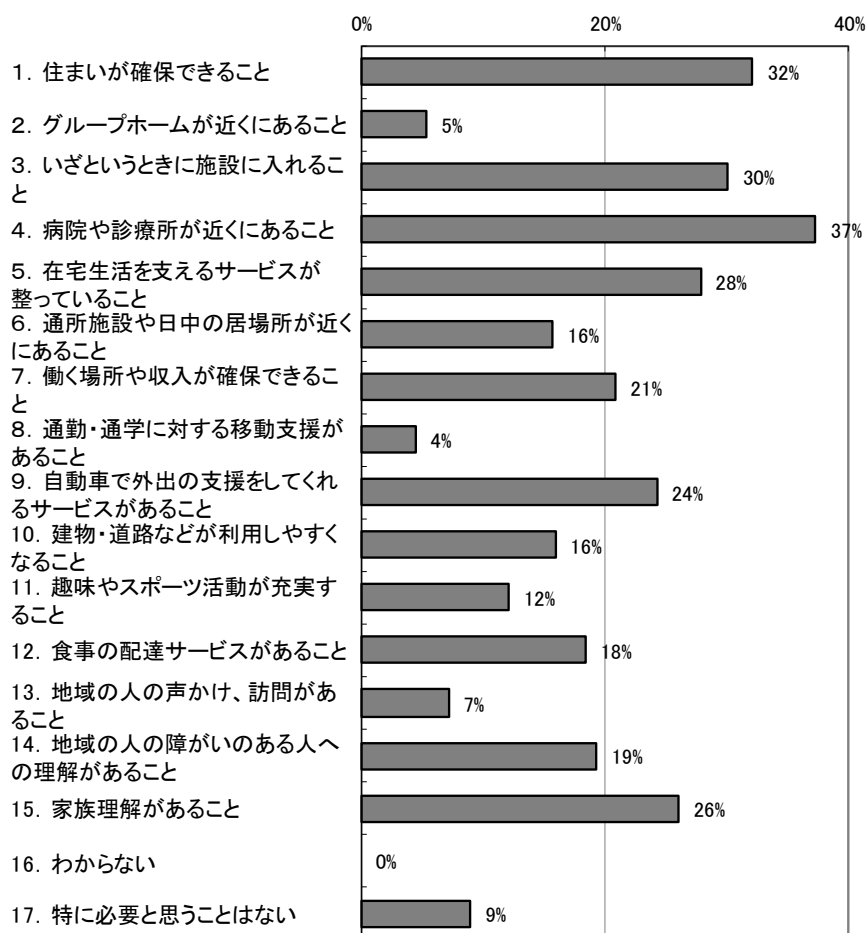
今後の生活の意向については、「自宅」という回答が多く、「グループホームなど」は8%、「入所施設や病院」は4%となっています。知的障がい者では、「グループホームなど」は26%と多くなっています。

[今後の生活の意向]



望む暮らしを実現するための条件については、「病院や診療所が近くにあること」が37%で最も多く、次いで「住まいが確保できること」が32%、「いざというときに施設に入れること」が30%、「在宅生活を支えるサービスが整っていること」が28%などとなっています。

〔望む暮らしを実現するために必要なこと〕



(2) 障がい児アンケート

①属性や診断状況

回答者40人の年齢は、「0～5歳」が20%、「6～12歳」が30%、「13～18歳」が43%でした。

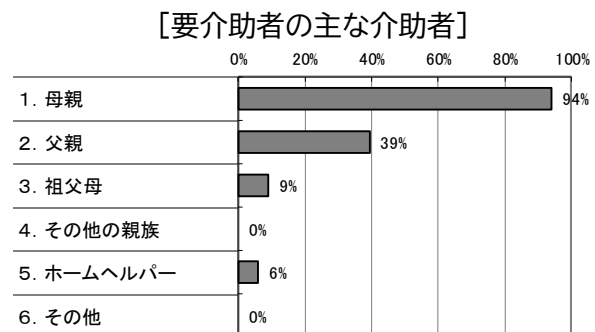
身体障がい者手帳を「持っている」が8%、療育手帳を「持っている」が43%、精神障がい者保健福祉手帳を「持っている」が13%となっています。

医療機関で発達障がいと診断されたことが「ある」が65%となっています。

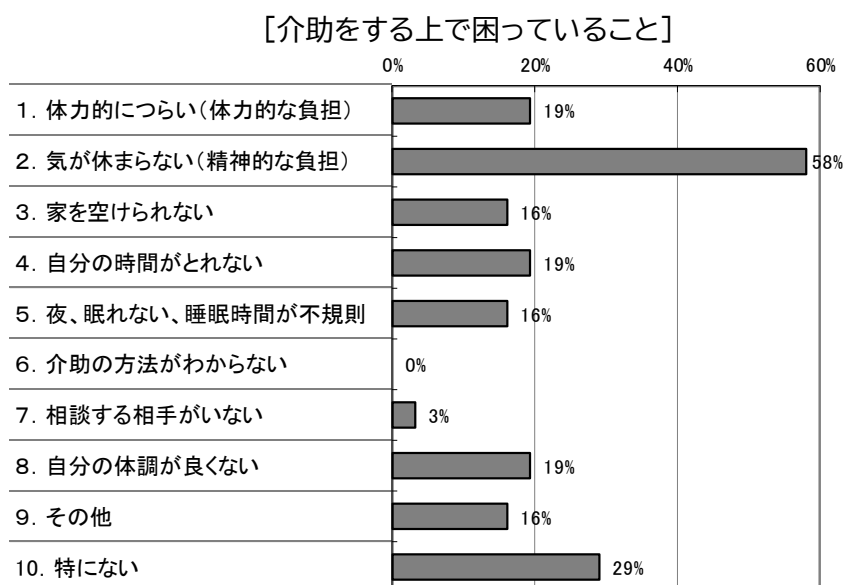
②介助・支援の状況

「全部介助」または「一部介助」を合わせた要介助者は、食事が28%、トイレが38%、入浴が45%、衣服の着替えが33%、外出が55%、家族以外の人との意思疎通が55%となっています。

一つでも「全部介助」または「一部介助」が必要の回答は全体で83%で、その場合の介助者は「母親」が94%、「父親」が39%などとなっています。



介助をする上で困っていることは、「気が休まらない(精神的な負担)」が58%と最も多く、次いで「体力的につらい(体力的な負担)」と「自分の時間がとれない」と「自分の体調が良くない」がそれぞれ19%で続いています。



③福祉サービスや情報・相談について

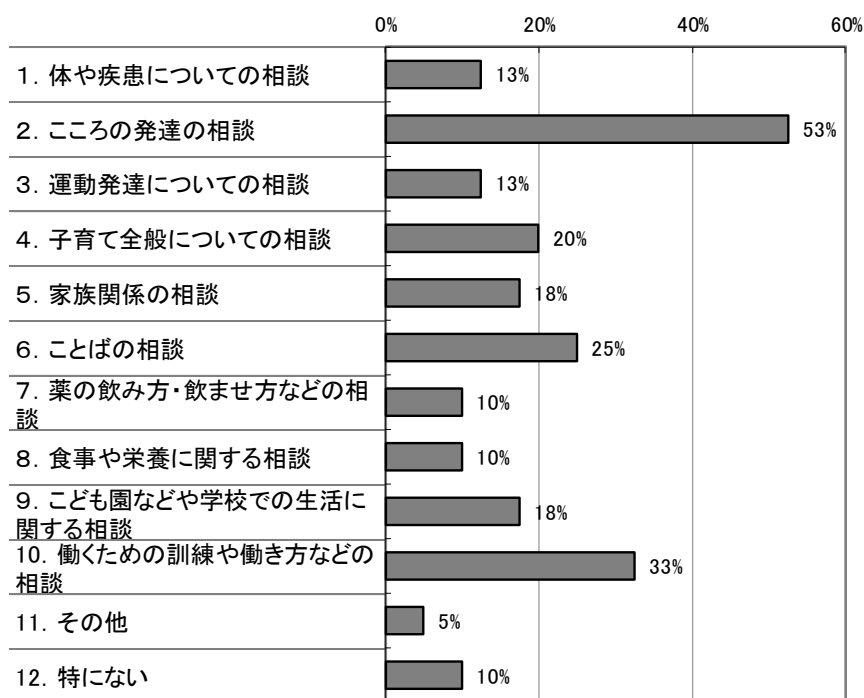
3つの福祉サービスの中で、利用率が最も高いのは【放課後等デイサービス】で63%、次いで【児童発達支援サービス】が48%、【障がい児相談支援】が41%となっています。また、「大変満足」と「まあ満足」を合わせた『満足』が【児童発達支援サービス】では利用者全員となっています。

〔福祉サービスの利用状況〕

サービス名	満足	不満	利用率
児童発達支援サービス	48%	0%	48%
放課後等デイサービス	58%	5%	63%
障がい児相談支援	33%	8%	41%

子どものことで相談をしたいことについては、「こころの発達」が53%と最も多く、「働くための訓練や働き方など」が33%、「ことば」が25%と続いています。特に、就学前児童については「こころの発達」が78%（9人中7人）、「ことば」が67%（同6人）となっており、これらのことで、保護者が悩んでいる状況がみてとれます。

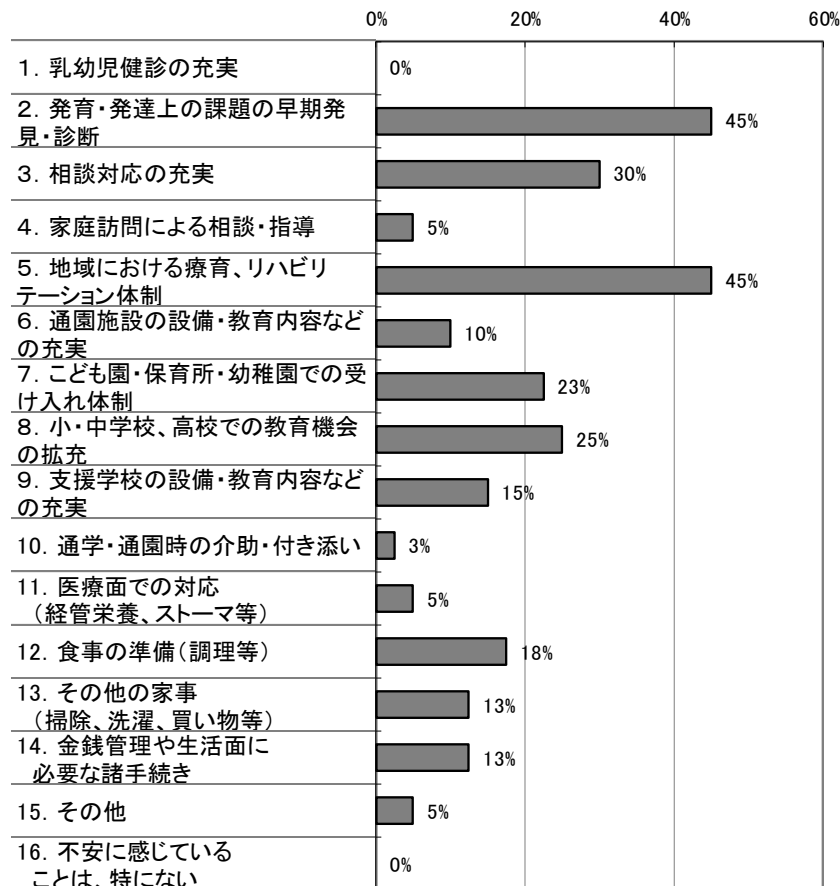
〔子どものことで相談をしたいこと〕



④地域での暮らしについて

発達に不安を持つ子どもが暮らしやすくなるために特に重要と思うことは、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」と「地域における療育、リハビリテーション体制」がそれぞれ45%で最も多く、「相談対応の充実」、「小・中学校、高校での教育機会の拡充」、「こども園・保育所・幼稚園での受け入れ体制」についても、約2～3割の回答がみられます。

[発達に不安を持つ子どもが暮らしやすくなるために特に重要と思うこと]



第3章 前期計画の目標と結果

1 障がい福祉計画(第6期)の成果目標と結果

「忠岡町障がい福祉計画（第6期）」において設定した成果目標の達成状況については、一部の項目では達成していますが、全体では未達成となっています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

目標	目標値 (R5)	実績値 (R5)	達成状況	達成状況の理由
地域生活移行者数	1人	0人	未達成	重度障がい者の雇用、生活等地域での受入体制が依然、不十分な状況。
施設入所者の削減	1人	0人	未達成	重度障がい者等の長期入所が常態化している(10年以上が約8割)。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	目標値 (R5)	実績値 (R4)	達成状況	達成状況の理由
精神病床における1年以上長期入院患者数	24人以下	32人	未達成	退院後の住まいの確保(例:グループホーム等の受け入れ先の選定)や、特性に応じた日中活動の場のマッチングが課題となっている。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標	目標値 (R5)	実績値 (R5)	達成状況	達成状況の理由
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	0箇所	未達成	令和5年度に要綱を整備。面的機能での実施を予定しており、居室の確保については町内及び他市の入所支援施設、共同生活援助施設、短期入所支援施設等に協力を要請する予定。
運用状況の検証・検討	年1回以上	0回	未達成	次期計画期間に地域生活支援拠点を設置し、運用状況を検証していく予定。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標	目標値 (R5)	実績値 (R4)	達成状況	達成状況の理由
令和5年度の一般就労への移行者数(合計)	8人	7人	未達成	就労移行支援や就労継続支援A型は一般就労への移行者数が堅調に推移している。就労継続支援B型については、福祉的就労の趣旨で利用を希望されることが多く、実績が低迷している。
就労移行支援	2人	4人	達成	
就労継続支援A型	3人	3人	達成	
就労継続支援B型	3人	0人	未達成	
就労定着支援事業を利用する者の割合	7割	0割	未達成	令和3年度は10割であり、年度によって差がある。
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	10,800円	計算中円		R6.1末に厚労省より公表予定

(5) 相談支援体制の充実・強化等

目標	目標値 (R5)	実績値 (R5)	達成状況	達成状況の理由
基幹相談支援センターの設置	1箇所	0箇所	未達成	現状、人員配置等の費用にかかる財政確保や相談員の確保が課題となっており、未設置。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導	3件/年	0件/年	未達成	適宜必要に応じて計画相談支援事業所と連携を深め、支援の方向性について協議を実施している。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	3件/年	0件/年	未達成	大阪府やその他支援機関が主催している研修に参加はできているが、共有の場を設けることができていない。その分、研修内容に関連する質問や相談に対して、研修で得た情報を共有している。
地域の相談機関との連携強化の取組	1回/年	0回/年	未達成	必要に応じて、大阪府やその他機関が主催している研修内容に関連する質問や相談に対して、研修で得た情報を共有しているが、連携を強化するに至る取り組みまではできていない。

(6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

目標	目標値 (R5)	実績値 (R5)	達成状況	達成状況の理由
障がい福祉サービス等に 係る各種研修	1人/年	3人/年	達成	引き続き一定数参加できている。
障害者自立支援審査支払 等システムによる審査 結果の共有	1回/年	0回/年	未達成	報酬請求に係る審査結果については、返 戻となる事業所や内容の修正が必要な 事業所に対し、都度個別連絡している。 また、その際に併せて返戻(警告)要因や 今後の解決方法について説明を実施。た だし、全体の状況を分析し、その結果を 公表するまでには至っていないため、目 標の達成状況としては未達成。
障がい福祉サービス事 業所等に対する指導監 査の結果の共有	1回/年	1回/年	達成	広域事業指導課と適宜連携を取り、情報 共有を行っている。

2 障がい児福祉計画(第2期)の目標と結果

「忠岡町障がい児福祉計画(第2期)」において設定した目標の達成状況については、一部の項目では達成していますが、未達成の項目もあります。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

目標	目標値 (R5)	実績値 (R5)	達成状況	達成状況の理由
児童発達支援センター の設置	1箇所	0箇所	未達成	町内には未設置だが、これまで、児童発 達支援センターの支援が必要な障がい 児の支援について、貝塚市に立地する 児童発達支援センターを利用してきた ことから、引き続き、当該センターの利 用体制を確保する。
保育所等訪問支援を利用 できる体制の構築	1箇所	1箇所	達成	令和5年度より1箇所確保。
主に重症心身障がい児 を支援	2箇所	1箇所	未達成	現在、児童発達支援を利用する重症心身 障がい児が0名のため、事業所確保には 至っていない。
児童発達支援事業所	1箇所	0箇所	未達成	現在、児童発達支援を利用する重症心身 障がい児が0名のため、事業所確保には 至っていない。
放課後等デイサービ ス事業所	1箇所	1箇所	達成	引き続き1箇所確保できている。
医療的ケア児支援のため の関係機関協議の場	1箇所	1箇所	達成	平成30年12月に和泉保健所圏域で共 同設置している。
医療的ケア児等に関す るコーディネーター	1名	0名	未達成	医療的ケア児等コーディネーターの担い 手の人材確保が困難。

第4章 計画の基本的考え方

1 基本理念と将来像

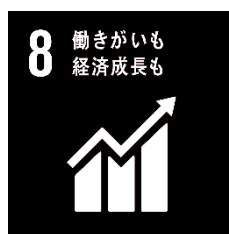
本町の最上位計画である「第6次総合計画」の考え方を踏襲しつつ、本計画は、「第4次忠岡町障がい者計画」に包含される計画であることから、引き続き同計画の理念と将来像を共有するものとします。

本計画の将来像

つながる つどう 自分らしく暮らせるまち ただおか

つながる	日本一小さい町であることを生かし、人とのつながりを育みます。 人とのつながりがあることで、いつも見守られている安心感にもつながります。
つどう	つながりができれば、自然と人がつどう場も増え、人とのつどいの中で、誰かを支えたり、支えられたりと、ともに生きる支え合いの関係性が生まれていきます。
自分らしく暮らせるまち	地域の人とつながり、つどい、ともに生きることで、自身の役割や生きがいの創出にもつながり、その結果として、自分らしく暮らすことのできるまちづくりをめざします。

第6次忠岡町総合計画で示された 障がい福祉施策に該当するSDGsの分野



第5章 障がい福祉計画

1 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和8年度末時点において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとしています。また、令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する目標値が設定されています。

大阪府の基本的な考え方では、削減数を1.7%以上とする目標値が設定されています。

本町では、削減数に関しては大阪府の考え方を踏まえ、次のとおり成果目標を設定し、目標値の実現に向けて、グループホーム等の整備や地域生活支援拠点等、受入体制の整備を図ります。

[第7期計画期間における成果目標]

項目	数値	考え方
実績：令和4年度末時点の施設入所者数	11人	・令和4年度末時点において施設に入所している障がい者数。
目標①：地域生活移行者数	1人 (9.1%)	・令和8年度末時点で、施設からグループホームや一般住宅等に移行した人数。
目標②：施設入所者の削減数	1人 (9.1%)	・令和8年度末時点での、施設入所者の削減数。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上、令和8年度における早期退院率について、入院後3か月時点で68.9%以上、入院後6か月時点で84.5%以上、入院後1年時点で91%以上と設定しています。また、長期入院患者数について、大阪府では令和8年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を市町村に按分した数を下限として目標値を設定するとしています。

本町では、これらの考え方に沿って、次のとおり成果目標を設定します。

[第7期計画期間における成果目標]

項目	数値	考え方
目標①：精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	326日	・令和8年度の精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数。

項目	数値	考え方
目標②:精神病床における1年以上長期入院患者数	29人以下	・令和8年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数。
目標③:精神病床における早期退院率		・令和8年度における早期退院率。
入院後3か月	69%以上	
入院後6か月	85%以上	
入院後1年	91%以上	

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに、各市町村において整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービスの事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討することとしています。

また、新規の項目として、強度行動障がいの関係で、各市町村または圏域において、強度行動障がい者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとしています。

本町においては、障がいのある人の地域生活を支援する機能を持った地域生活支援拠点について、令和8年度末までに整備します。

[第7期計画期間における成果目標]

項目	数値	考え方
目標①:地域生活支援拠点等の整備	1箇所	・令和8年度末の地域生活支援拠点の確保。
目標②:運用状況の検証・検討	年1回以上	・地域生活支援体制の運用状況の検証・検討。
目標③:強度行動障がいの支援	体制の整備	・強度行動障がいのある人に対する支援体制の整備。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、福祉施設の利用者のうち、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労に移行する人の割合を、令和3年度実績の1.28倍以上（就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型は1.29倍以上、就労継続支援B型は1.28倍以上）とすることを基本としています。また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上（大阪府は6割以上）とすることをしています。

今期の新規項目として、就労定着支援事業の利用者数について、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上、就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることが設けられました。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を進めるため、大阪府は国の基本指針を踏まえ、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう全市町村に設置を働きかけるとしています。

本町では、これらの基本指針に従って、次のとおり成果目標を設定します。また、目標③については、本町に就労定着支援事業所がないため設定しませんが、事業所が確保できた際には国の基本指針に基づいた目標値をめざします。

[第7期計画期間における成果目標]

項目	数値	考え方
目標①: 令和8年度の一般就労への移行者数(合計)	8人	・令和8年度中に、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて一般就労する者の数。
就労移行支援	4人	
就労継続支援A型	2人	
就労継続支援B型	2人	
生活介護・自立訓練	0人	
目標②: 就労移行支援事業所のうち、一般就労移行者が5割以上の事業所の割合【新規】	6割	・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合が6割以上。
目標③: 就労定着支援事業の利用者数【新規】	4人	・令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上。
目標④: 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合	-	・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合が2割5分以上。
目標⑤: 協議会(就労支援部会)等整備【新規】	体制の構築	・雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築の推進。
目標⑥: 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	12,630円	・区域内の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の目標水準。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

また、新規項目として、協議会において個別事情の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが設けられました。

本町では、これらの考え方に沿って、次のとおり成果目標を設定します。

[第7期計画期間における成果目標]

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1箇所	・令和8年度末までに全市町村において設置(共同設置含む)。地域の相談支援体制の強化を図る体制づくり。
地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保【新規】	体制有	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び取組を行うために必要な協議会の体制確保【新規】	体制有	・令和8年度末までに全市町村の協議会において取組を行うこと。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。大阪府では、これを踏まえ、市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標を設定することとしています。

本町では、これらの考え方に沿って、報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切なサービス利用を図るとともに、指導監査の結果の共有などにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、次のとおり成果目標を設定します。

[第7期計画期間における成果目標]

項目	数値	考え方
報酬の審査体制の強化等	1回／年	請求事務の適正化を図るため、エラーの多い項目に対し、ホームページ等で周知、共有を行う頻度。
障がい福祉サービス等に係る各種研修について	1人／年	令和8年度末までに都道府県が実施予定の研修に参加する市町村職員の人数。
指導権限を有する者との協力・連携	1回／年	令和8年度末までに都道府県が実施する、指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数。

2 障がい福祉サービスの利用見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護[介護給付]

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童、難病、高次脳機能障がい等のある人を対象に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、全体では利用者数も利用時間も令和4年度には見込量を上回り、令和5年度にはさらに増加しています。身体障がいのある人以外で、利用者数及び利用時間ともに実績値が見込量を上回っています。利用者数では、特に精神障がいのある人が令和4年度に前年度より8人増加したのが大きくなっています。
- ・第7期計画期間において、精神障がいのある人については2人ずつ増を、その他の障がい種別については横ばいないしは1人ずつ増と想定し、見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用延時間(時間／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	23	23	23	816	816	816
	実績値	20	21	21	669	699	741
知的障がいのある人	見込量	10	10	10	113	113	113
	実績値	11	10	13	110	116	174
精神障がいのある人	見込量	20	20	21	271	285	300
	実績値	23	31	33	329	443	448
障がいのある児童	見込量	1	1	1	5	5	5
	実績値	1	2	3	5	1	15
合 計	見込量	54	55	55	1,205	1,219	1,234
	実績値	55	64	70	1,113	1,259	1,378

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用延時間(時間／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		21	22	22	714	748	748
知的障がいのある人		14	15	16	163	174	186
精神障がいのある人		35	37	39	490	518	546
障がいのある児童		4	5	6	14	17	21
合 計		74	79	83	1,381	1,457	1,501

②重度訪問介護[介護給付]

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人を対象に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事援助、外出時の移動支援等を総合的に行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人の利用を見込んでいましたが、利用がありませんでした。また、他の障がいのある人の利用は見込まず、利用実績もありませんでした。
- ・第7期計画期間においては、見込量を設定していませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用延時間(時間／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいの ある人	見込量	1	1	1	202	202	202
	実績値	0	0	0	0	0	0
知的障がいの ある人	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
精神障がいの ある人	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
合 計	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用延時間(時間／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		0	0	0	0	0	0
知的障がいのある人		0	0	0	0	0	0
精神障がいのある人		0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0

③同行援護[介護給付]

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の必要な支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人の利用者数が、令和5年度は見込量を2人下回っていますが、利用時間は実績値が見込量を上回っています。障がいのある児童については利用を見込まず、また利用がありませんでした。
- ・第7期計画期間において、身体障がいのある人については利用者数及び利用時間の継続を想定し、見込量を設定しています。身体障がいのある児童については利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用延時間(時間／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	8	8	9	169	178	188
	実績値	7	8	7	210	199	210
身体障がいのある児童	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
合 計	見込量	8	8	8	169	178	188
	実績値	7	8	7	210	199	210

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用延時間(時間／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		7	7	7	210	210	210
身体障がいのある児童		0	0	0	0	0	0
合 計		7	7	7	210	210	210

④行動援護[介護給付]

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人(児童を含む。)を対象に、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間においては、利用を見込んでいませんでしたが、計画期間中障がいのある児童1人の利用がありました。
- ・第7期計画期間においても、障がいのある児童の利用を1人と見込んでいます。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用延時間(時間／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障がいのある人	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
精神障がいのある人	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
障がいの ある児 童	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	1	1	1	16	16	20
合 計	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	1	1	1	16	16	20

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用延時間(時間／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		0	0	0	0	0	0
精神障がいのある人		0	0	0	0	0	0
障がいの ある児 童		1	1	1	20	20	20
合 計		1	1	1	20	20	20

⑤重度障がい者等包括支援[介護給付]

常時介護を有する障がいのある人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢麻痺及び寝たきりの状態の人並びに知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間においては、利用を見込まず、また利用はありませんでした。
- ・第7期計画期間においても、利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

『訪問系サービス見込量の確保方策』

- 相談支援事業所等を通じて、利用者及び家族介助者等の意向を確認しながら、個々の状態やニーズに応じたサービスを利用できるよう努めます。
- 重度障がいのある人や精神障がいのある人等を適切に支援できるよう、専門的知識や技術を習得するため、府や事業所等と連携して研修の開催や受講の促進を進めます。
- 事業所の困難事例への対応等を支援するため、泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会において、事業所相互の情報交換や検討を行うとともに、地域包括支援センター、相談支援事業所等による連携強化を図り、相談指導の更なる充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護[介護給付]

常時介護を要する障がいのある人を対象に、主として昼間、障がい者支援施設等の施設で、食事、入浴、排泄等の介護及びその他の必要な日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、どの障がいのある人も令和5年度の実績値が見込量を上回っています。利用者数では、特に身体障がいのある人は2倍に、精神障がいのある人では3倍と大きく上回っています。
- ・第7期計画期間において、どの障がいのある人も1人ないし2人の利用増を想定し、見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	2	2	2	44	44	44
	実績値	2	4	4	45	66	68
知的障がいのある人	見込量	27	27	27	508	508	508
	実績値	29	29	28	555	624	586
精神障がいのある人	見込量	1	1	1	7	7	7
	実績値	1	5	3	7	72	36
合 計	見込量	30	30	30	559	559	559
	実績値	32	38	35	607	762	690

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		5	5	6	85	85	102
知的障がいのある人		28	28	29	574	574	595
精神障がいのある人		4	5	6	44	55	66
合 計		37	38	41	703	714	763

※利用日数とは、年間の全利用者の利用延日数の合計を12か月で割った月平均日数です(以下同じ)。

②自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)[訓練等給付]

「機能訓練」は、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

「生活訓練」は、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

「宿泊型自立訓練」は、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言その他必要な支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人は利用がありませんでした。知的障がいのある人は利用者数が令和5年度は見込通りですが、利用日数は見込量の3倍の実績値となっています。精神障がいのある人の利用者数は減少傾向で推移し、令和5年度では3人の見込に対して1人となっています。
- ・第7期計画期間において、身体障がいのある人は利用を見込みませんでした。知的障がいのある人及び精神障がいのある人は、令和5年度より1人多い2人ずつと想定し、見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	1	1	1	15	15	15
	実績値	0	0	0	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	1	1	1	7	7	7
	実績値	2	1	1	24	20	21
精神障がいのある人	見込量	3	3	3	69	69	69
	実績値	5	2	1	78	44	22
合 計	見込量	5	5	5	91	91	91
	実績値	7	3	2	102	64	43

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		0	0	0	0	0	0
知的障がいのある人		2	2	2	44	44	44
精神障がいのある人		2	2	2	44	44	44
合 計		4	4	4	88	88	88

③就労移行支援[訓練等給付]

就労を希望する障がいのある人を対象に、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援その他必要な支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、どの障がいのある人の利用者数も、令和5年度では実績値が見込量を下回り、特に精神障がいのある人では実績値が見込量のおよそ40%となっています。
- ・第7期計画期間において、身体障がいのある人では令和3年度と同程度の利用に対応できるよう、見込量を設定しています。知的障がいのある人及び精神障がいのある人では令和5年度と同程度で推移し、その後増加と想定し、見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	1	1	1	23	23	23
	実績値	1	0	0	11	0	0
知的障がいのある人	見込量	3	3	3	45	45	45
	実績値	2	0	2	26	0	41
精神障がいのある人	見込量	8	8	8	147	147	147
	実績値	6	7	3	99	146	53
合 計	見込量	12	12	12	215	215	215
	実績値	9	7	5	136	146	94

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		1	1	1	11	11	11
知的障がいのある人		2	2	3	41	41	62
精神障がいのある人		3	3	4	54	54	72
合 計		6	6	8	106	106	145

④就労継続支援[訓練等給付]

i)A型(雇用型)

一般就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型は、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会や生産活動等の提供を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、知的障がいのある人は概ね見込通りの利用となっていますが、身体障がいのある人及び精神障がいのある人は、令和5年度の利用者数の実績が見込量の半数となっています。ただし、精神障がいのある人は、令和3年度の実績値が2人で、見込量の7人を大きく下回り、令和4年度、令和5年度は4人となっています。
- ・第7期計画期間において、身体障がいのある人、知的障がいのある人では現在の利用量が続くことを、精神障がいのある人では令和5年度より増加することをそれぞれ想定し、見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	2	2	2	42	42	42
	実績値	1	0	1	5	0	19
知的障がいのある人	見込量	3	3	3	51	51	51
	実績値	3	3	3	46	58	57
精神障がいのある人	見込量	7	9	9	128	196	196
	実績値	2	4	4	40	79	89
合 計	見込量	12	14	14	221	289	289
	実績値	6	7	8	91	137	165

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		1	1	2	19	19	38
知的障がいのある人		3	3	4	57	57	76
精神障がいのある		5	5	6	103	103	124
合 計		9	9	12	179	179	238

ii)B型(非雇用型)

一般就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会の提供を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- 第6期計画期間において、全体では利用者数も利用日数も実績値が見込量を上回って推移し、令和5年度には利用者数は1.5倍に、利用日数は1.7倍となっています。特に精神障がいのある人の利用増が大きく、令和5年度には見込量10人に対し31人、140人日に対し527人日となっています。
- 第7期計画期間において、身体障がいのある人は微増、知的障がいのある人及び精神障がいのある人は第6期の増加傾向を加味して、見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	6	8	11	108	132	161
	実績値	6	9	8	125	185	158
知的障がいのある人	見込量	28	28	28	492	492	492
	実績値	26	31	35	481	616	693
精神障がいのある人	見込量	11	10	10	165	152	140
	実績値	16	22	31	233	355	527
合 計	見込量	45	46	49	765	776	793
	実績値	48	62	74	839	1,156	1,378

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		9	10	11	183	203	224
知的障がいのある人		39	44	48	756	853	930
精神障がいのある人		38	46	53	604	731	842
合 計		86	100	112	1,543	1,787	1,996

⑤就労定着支援[訓練等給付]

就労移行支援等を利用して、一般就労した障がいのある人の就労継続を図るため、就労先等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、令和3年度、令和4年度と利用が無く、令和5年度に身体障がいのある人が見込量と同じ1人、知的障がいのある人が見込量の3人を下回る1人、精神障がいのある人が見込量の2人を上回る3人の利用がありました。
- ・第7期計画期間において、どの障がいのある人も令和5年度の利用と同じ利用を続け、令和8年度に1人増として見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	0	1	1
	実績値	0	0	1
知的障がいのある人	見込量	1	2	3
	実績値	0	0	1
精神障がいのある人	見込量	1	2	2
	実績値	0	0	3
合 計	見込量	2	5	6
	実績値	0	0	5

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人/月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		1	1	2
知的障がいのある人		1	1	2
精神障がいのある人		3	3	4
合 計		5	5	8

⑥就労選択支援[訓練等給付]

障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。障がいのある本人の強みや課題、就労に必要な配慮について、本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障がい福祉サービスにつなげます。

【第7期計画の見込量】

- ・就労移行支援や就労継続支援A型の利用者が積極的に利用することを想定し、令和7年度、8年度それぞれ10人程度の利用を見込みます。

〔第7期計画における見込量〕

障がい種別	利用者数(人／月)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合 計		10	10

⑦短期入所(ショートステイ)[介護給付]

介護者の病気やその他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人や児童を対象に、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等その他必要な支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、全体では利用者数及び利用日数の実績値は見込量を大きく下回り、令和5年度では利用者数は見込量のおよそ55%、利用日数はおよそ36%となっています。障がいのある児童以外は、実績値が見込量を下回り、特に精神障害のある人の利用がありませんでした。
- ・第7期計画期間において、どの障がいのある人も令和5年度の利用実績を踏まえて、見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	1	1	1	4	4	4
	実績値	0	1	0	0	4	0
知的障がいのある人	見込量	6	6	6	32	32	32
	実績値	2	0	4	8	0	12
精神障がいのある人	見込量	1	1	1	4	4	4
	実績値	0	0	0	0	0	0
障がいのある児童	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績値	1	0	1	5	0	3
合 計	見込量	9	9	9	42	42	42
	実績値	3	1	5	13	4	15

【第7期計画における見込量】

障がい種別	利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人	1	1	1	4	4	4
知的障がいのある人	4	4	5	12	12	15
精神障がいのある人	0	0	0	0	0	0
障がいのある児童	1	1	1	3	3	3
合 計	6	6	7	19	19	22

⑧療養介護[介護給付]

長期入院による医療的ケア及び常時介護を要する障がいのある人を対象に、主として昼間、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護及び日常生活上の世話を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間においては、令和5年度から1人の利用があります。
- ・第7期計画期間においても、1人の利用を想定し、見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの ある人	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	1

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がいのある人		1	1	1

【日中活動系サービス見込量の確保方策】

- ・相談支援事業等を通じ個々の状態やニーズに応じた多様な日中活動の場の情報提供を行います。
- ・重度心身障がい、高次脳機能障がい、発達障がいなど、様々な障がいのある人をきめ細かく支援できるよう、事業所職員の専門的知識や技術を深めるための研修等への積極的な受講を事業所に働きかけるとともに、府をはじめとする関係機関へ開催内容の充実を要請していきます。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助[訓練等給付]

障がい者支援施設への入所や精神科病院への入院等から地域での生活に移行する障がいのある人が、居宅において単身等で生活する際、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、どの障がいのある人も利用がありませんでした。
- ・第7期計画期間においては、施設入所者数や長期入院者が退所、退院に際し、令和8年度に2人程度利用することを想定します。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
精神障がいのある人	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
合 計	見込量	2	2	2
	実績値	0	0	0

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		0	0	0
知的障がいのある人		0	0	1
精神障がいのある人		0	0	1
合 計		0	0	2

②共同生活援助(グループホーム)[訓練等給付]

障がいのある人を対象にして、主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排泄又は食事等の介護その他必要な日常生活上の援助を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、身体障がいのある人では見込量通りの利用者数でした。他の障がいのある人については見込量を上回り、特に知的障がいのある人は令和5年度には見込量6人に対し、実績値が11人となっています。
- ・第7期計画期間において、身体障がいのある人では現在の利用者数を、他の障がいのある人については利用者数の推移から見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	2	2	2
	実績値	2	2	2
知的障がいのある人	見込量	5	5	6
	実績値	10	12	11
精神障がいのある人	見込量	5	5	6
	実績値	6	7	8
合 計	見込量	12	12	14
	実績値	18	21	21

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		2	2	2
知的障がいのある人		11	12	12
精神障がいのある人		9	10	11
合 計		22	24	25

③施設入所支援[介護給付]

施設に入所する障がいのある人を対象に、主として夜間において、入浴や排泄、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- 第6期計画期間において、身体障がいのある人では見込量通りの利用者数でした。また、知的障がいのある人では、令和3年度から見込量の8人より1人多い9人が利用し、令和5年度には1人の利用減を見越し7人としていましたが、9人の利用のままとなっています。
- 第7期計画期間において、令和5年度末時点の入所者がそのまま推移し、成果目標で設定した令和8年度末時点で1人利用減とする見込量を設定しています。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	2	2	2
	実績値	2	2	2
知的障がいのある人	見込量	8	8	7
	実績値	9	9	9
精神障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
合 計	見込量	10	10	9
	実績値	11	11	11

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人/月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		2	2	2
知的障がいのある人		9	9	8
精神障がいのある人		0	0	0
合 計		11	11	10

④地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことであり、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築をめざしています。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間では、成果目標において、令和4年度に整備を図るとしていましたが、計画期間中の設置はありませんでした。
- ・第7期計画期間において、泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会などで協議し、令和8年度末までに、整備を行っていきます。また機能の充実に向けた検証及び検討を、年1回実施します。

【第6期計画における見込量と実績値】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	見込量	0	1	1
	実績値	0	0	0
検討回数	見込量	0	1	1
	実績値	0	0	0

【第7期計画における見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	0	0	1
検討回数	0	0	1
コーディネーターの配置【新規】	0	0	1

【居住系サービス見込量の確保方策】

- ・施設入所者には、行動障がいを伴う重度障がい者も多く、高齢化も進行し、地域移行が困難な状況がありますが、今後の意向を尊重するとともに、地域生活への移行に向けて、受入体制の整備に努めます。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、施設や病院からの地域移行者のみならず、在宅生活を継続し、自立を図る観点からも重要な役割を果たすことから、大阪府や広域での調整のもとに、継続的に必要量の確保に努めます。また、グループホームの開設については、国や府の施設整備補助の活用を打診するとともに、町の補助も検討し、整備を促進します。

(4) 相談支援

障がい福祉サービスを利用する方に対し、サービス等利用計画の立案や定期的なモニタリングの実施、事業所との連絡・調整等を支援します。

また、施設等から地域移行するための支援や、地域に定着して暮らすための支援を行います。

①計画相談支援

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、いずれの障がいのある人も利用が増減しながら推移し、令和5年度では見込量を下回っています。また、障がいのある児童では利用がありませんでした。
- ・第7期計画期間において、いずれの障がいのある人も第6期計画期間の利用状況を踏まえ、見込量を設定しています。また、障がいのある児童では利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

〔第6期計画における見込量と実績値〕

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	3	4	4
	実績値	2	5	2
知的障がいのある人	見込量	15	18	22
	実績値	12	9	16
精神障がいのある人	見込量	11	13	15
	実績値	12	10	13
障がいのある児童	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
合 計	見込量	29	35	41
	実績値	26	24	31

〔第7期計画における見込量〕

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		2	2	2
知的障がいのある人		18	20	22
精神障がいのある人		13	14	14
障がいのある児童		0	0	0
合 計		33	36	38

②地域移行支援

障がい者支援施設への入所・精神科病院への入院等から地域での生活に移行するために、重点的に支援を必要としている人を対象に、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポート等地域生活へ移行するための支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、いずれの障がいのある人も利用がありませんでした。
- ・第7期計画期間の令和8年度において、知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用を想定し、見込量を設定しています。また、身体障がいのある人では利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
精神障がいのある人	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
合 計	見込量	2	2	2
	実績値	0	0	0

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		0	0	0
知的障がいのある人		0	0	1
精神障がいのある人		0	0	1
合 計		0	0	2

③地域定着支援

単身等で生活する障がいのある人を対象に、常時連絡をとれる体制を確保し、緊急時には訪問や相談等の必要な支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、いずれの障がいのある人も利用がありませんでした。
- ・第7期計画期間の令和8年度において、知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用を想定し、見込量を設定しています。また、身体障がいのある人では利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、適切に支給決定を行います。

〔第6期計画における見込量と実績値〕

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
精神障がいのある人	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0
合 計	見込量	2	2	2
	実績値	0	0	0

〔第7期計画における見込量〕

障がい種別		利用者数(人／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		0	0	0
知的障がいのある人		0	0	1
精神障がいのある人		0	0	1
合 計		0	0	2

【相談支援の確保方策】

- ・障がいのある人が、その状態やニーズに応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ・泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会を活用し、近隣市や相談支援専門員との連携強化や担い手の確保、相談支援専門員のスキルアップに努めます。

(5) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費医療制度です。

①精神通院医療

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に必要とする人を対象に、その通院医療にかかる医療費が支給されます。

②更生医療

18歳以上で身体障がい者手帳を所持される人を対象に、その障がい除去・軽減する効果が確実に期待できる手術等の治療を受ける際に支給されます。

③育成医療

身体に障がいのある18歳未満の児童を対象に、その障がい除去・軽減する効果が確実に期待できる手術等の治療を受ける際に支給されます。

(6) 補装具

障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保等を目的として、身体の欠損又は損なわれた身体能力を補完・代替する用具（義肢・装具・車いす・補聴器等）について、購入、借受け又は修理に要した費用（基準額）から、利用者負担額（原則1割）を差し引いた額が支給されます。

3 地域生活支援事業の利用見込量と確保方策

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置付けられています。

(1) 相談支援事業等[必須事業]

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

②自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組の支援を行います。

③障がい者相談支援事業

発達障がいなど手帳の有無にかかわらず、障がいのある人や障がいのある児童の保護者又は障がいのある人の介護を行う人を対象に、必要な情報の提供・助言等の支援を行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行います。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用支援に要する費用のうち、申し立てに要する経費や後見人等の報酬に対する補助を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動の支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業については未実施です。成年後見制度利用支援事業では、令和3年度が3人、令和4年度が1人の利用がありました。令和5年度は利用がない見込みです。
- ・第7期計画期間において、基幹相談支援センター及び基幹相談支援センター等機能強化事業について、令和8年度での実施を想定し、見込量を設定しています。また、成年後見制度利用支援事業については1人の利用を想定し、見込量を設定しています。

〔第6期計画における見込量と実績値〕

事業			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績値	有	有	有
②自発的活動支援事業	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績値	有	有	有
③障がい者相談支援事業					
障がい者相談支援事業	箇所数	見込量	1	1	1
		実績値	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	見込量	無	無	有
		実績値	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	見込量	無	無	有
		実績値	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	見込量	無	無	無
		実績値	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	人／年	見込量	1	1	1
		実績値	3	1	0
⑤成年後見制度法人後見支援制度	実施の有無	見込量	無	無	無
		実績値	無	無	無

〔第7期計画における見込量〕

事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
②自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
③障がい者相談支援事業				
障がい者相談支援事業	箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	人／年	1	1	1
⑤成年後見制度法人後見支援制度	実施の有無	無	無	無

(2) 意思疎通支援事業等[必須事業]

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通の支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、コロナ期間だったということもあり、見込み量よりも低い件数になりましたが、令和5年度から少し増加傾向にあります。
- ・第7期計画期間において、コロナ期間を終え、前計画期間の実績を基に、増加率を見込みます。

[第6期計画における見込量と実績値]

事業		利用者数(件／年)			利用時間(時間／年)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	見込量	17	25	25	46	74	74
	実績値	5	5	6	10	10	12.5
要約筆記者派遣事業	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	見込量	0	0	1			
	実績値	0	0	0			
手話奉仕員養成研修事業	見込量	0	0	0			
	実績値	0	0	0			

[第7期計画における見込量]

事業		利用者数(件／年)			利用時間(時間／年)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業		6	6	7	12	12	14
要約筆記者派遣事業		0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業		0	0	0			
手話奉仕員養成研修事業		0	0	0			

(3) 日常生活用具給付等事業[必須事業]

障がいのある人等を対象に、日常生活がより円滑に行われるための介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、排泄管理支援用具は概ね見込み通り利用されていますが、他の日常生活用具では、見込量を下回る利用となっています。
- ・第7期計画期間において、排泄管理支援用具を前計画の実績に基づき、増加率を算出し、その他の支援用具については、前計画の実績と地域の実情に合った見込み数値とします。

〔第6期計画における見込量と実績値〕

日常生活用具		利用者数(件／年)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	見込量	2	2	2
	実績値	1	1	1
自立生活支援用具	見込量	9	9	9
	実績値	2	2	1
在宅療養等支援用具	見込量	6	7	7
	実績値	2	1	5
情報・意思疎通支援用具	見込量	4	4	4
	実績値	0	1	2
排泄管理支援用具	見込量	346	332	319
	実績値	309	336	300
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	見込量	2	2	2
	実績値	0	0	0

〔第7期計画における見込量〕

日常生活用具		利用者数(件／年)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具		2	2	2
自立生活支援用具		2	2	2
在宅療養等支援用具		2	2	2
情報・意思疎通支援用具		1	1	1
排泄管理支援用具		366	366	366
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		0	0	0

(4) 移動支援事業[必須事業]

単独では屋外での移動が困難な障がいのある人等を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6画計画期間において、コロナ期間だったということもあり、見込み量よりも低い人数になりましたが、一人当たりの利用時間は概ね近い数字となっています。
- ・第7期計画期間において、令和5年度実績程度の見込みを設定します。

【第6期計画における見込量と実績値】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用時間(時間／年)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がいのある人	見込量	20	23	26	2,933	2,933	2,933
	実績値	13	11	11	2,567	2,499	2,500
知的障がいのある人	見込量	14	15	16	2,028	2,028	2,028
	実績値	10	12	14	1,407	1,689	2,050
精神障がいのある人	見込量	11	11	11	1,575	1,780	2,011
	実績値	4	3	3	965	829	800
障がいのある児童	見込量	1	1	1	120	120	120
	実績値	2	2	2	186	137	200
合 計	見込量	46	50	54	6,656	6,861	7,092
	実績値	29	28	30	5,115	5,154	5,550

【第7期計画における見込量】

障がい種別		利用者数(人／月)			利用時間(時間／年)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がいのある人		11	11	11	2,500	2,500	2,500
知的障がいのある人		14	14	14	2,050	2,050	2,050
精神障がいのある人		3	3	3	800	800	800
障がいのある児童		2	2	2	200	200	200
合 計		30	30	30	5,550	5,550	5,550

(5) 地域活動支援センター事業[必須事業]

障がいのある人が、地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、地域の実情に応じ、通所による創作活動、機能訓練又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、基礎的事業、機能強化事業（地域活動支援センターⅢ型）の利用者数はともに見込量を下回っているものの、一定の利用がありました。
- ・第7期計画期間において、令和5年度程度の利用を想定し、見込量を設定します。

〔第6期計画における見込量と実績値〕

事業		設置箇所数			利用者数(人／年)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	見込量	1	1	1	6	6	6
	実績値	1	1	1	4	4	3
機能強化事業 (地域活動支援センターⅢ型)	見込量	1	1	1	6	6	6
	実績値	1	1	1	4	4	3

〔第7期計画における見込量〕

事業		設置箇所数			利用者数(人／年)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業		1	1	1	3	3	3

(6) 訪問入浴事業[任意事業]

自力又は家族等の介助のみでは、入浴することが困難な重度身体障がい者を対象に、訪問により居宅において入浴サービスを提供し清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、令和4年度途中で利用者が1名減少し、見込み通りの実績とはなりませんでした。
- ・第7期計画期間において、令和5年度程度の利用を想定し、見込量を設定します。

[第6期計画における見込量と実績値]

事業		利用日数(人×日/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴事業	見込量	12	12	12
	実績値	10	8	8

[第7期計画における見込量]

事業		利用日数(人×日/月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業		10	10	10

(7) 日中一時支援事業[任意事業]

見守り等の支援が必要な障がいのある人又は障がいのある児童を対象に、日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を支援します。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、コロナ禍により学校等が臨時休校になった際のニーズが高まり、実績値として増加傾向にあります。
- ・第7期計画期間において、令和6年度見込みとしては過去の増減率より増加傾向となると想定しますが、潜在的な利用者の頭打ちも考慮し、その後は緩やかな増加と見込みます。

[第6期計画における見込量と実績値]

事業		利用日数(人×日/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	見込量	14	14	14
	実績値	8	10	14

[第7期計画における見込量]

事業		利用日数(人×日/月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業		20	21	21

(8) その他の事業

その他の事業については、特に見込量を計上せずに身体障がい者自動車改造費助成事業及び住宅改造助成事業は、利用希望者で申請要件が合致する障がいのある人を対象に助成を行います。また、障がいのある人もない人もともに楽しみ交流が行える機会として、スポーツ交流等を促進します。

①身体障がい者自動車改造費助成事業

身体障がいのある人（一定の条件があります。）を対象に、障がいのある人が使用する自動車の運転装置等を改造する費用の一部を助成します。

②住宅改造助成事業

身体状況により住宅改造が必要と認められる世帯（一定の条件があります。）を対象に、住宅改造に要する費用の一部を助成します。

③スポーツ大会等

障がいのある人の生きがいと社会参加を促進するため、スポーツ交流等を促進します。

(9)発達障がい者等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がいのある人やその家族等に対する支援体制を確保します。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数が、令和3年度では11人と少なかったのですが、令和4年度には27人、令和5年度には24人となり、見込量と同程度となりました。
- ・第7期計画期間において、引き続き、ペアレントトレーニングを実績と同程度で実施していく予定ですが、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数はゼロで見込みます。

〔第6期計画における見込量と実績値〕

項目		利用者数(人／年)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	見込量	25	25	25
	実績値	11	27	24
ペアレントメンターの人数	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0

〔第7期計画における見込量〕

障がい種別	利用者数(人／年)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	25	25	25
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(支援者)【新規】	3	3	3
ペアレントメンターの人数	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	0	0	0

(10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されるよう図ります。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、地域移行の際の住まいの確保に係る問題点の整理並びに、専門の講師を呼び、うつ病の周知啓発に係る講演会の開催を行いました。
- ・第7期計画期間において、実施した講演会の評価、協議の場における参加者の拡充を行い、より具体性を持った検討ができるようにしていきます。

〔第6期計画における見込量と実績値〕

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	見込量	2	2	2
	実績値	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	見込量	1	1
		実績値	1	2
	医療	見込量	2	2
		実績値	2	1
	福祉	見込量	5	5
		実績値	5	5
	介護	見込量	0	0
		実績値	0	0
	当事者	見込量	0	0
		実績値	0	0
	家族	見込量	0	0
		実績値	0	0
	その他	見込量	0	0
		実績値	0	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	見込量	1	1	1
	実績値	0	1	1
精神障がいのある人の地域移行支援	人／月	見込量	1	1
		実績値	0	0
精神障がいのある人の地域定着支援	人／月	見込量	1	1
		実績値	1	0
精神障がいのある人の共同生活援助	人／月	見込量	5	5
		実績値	6	8
精神障がいのある人の自立生活援助	人／月	見込量	1	1
		実績値	0	0

【第7期計画における見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	1	1	1
	医療	2	2	2
	福祉	5	5	5
	介護	0	0	0
	当事者	0	0	0
	家族	0	0	0
	その他	0	0	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人／月	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援	人／月	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助	人／月	9	10	11
精神障がい者の自立生活援助	人／月	0	0	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）【新規】	人／月	2	2	2

（11）相談支援体制の充実・強化のための取組

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保、専門的な指導・助言や人材育成の更なる強化・充実を図ります。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、基幹相談支援センターについては、人員配置等の費用にかかる財政確保や相談員の確保が課題となっており、未設置でした。
- ・地域との連携については、適宜必要に応じて計画相談支援事業所と連携を深め、支援の方向性について協議を実施している。
- ・人材育成や連携強化については、大阪府やその他機関が主催している研修内容に関連する質問や相談に対して、研修で得た情報を共有しているが、連携を強化するに至る取り組みまではできておりません。
- ・第7期計画期間において、引き続き国の基本指針に従い、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保、専門的な指導・助言や人材育成の更なる強化・充実を図ります。

〔第6期計画における見込量と実績値〕

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	有無	見込量	無	無	有
		実績値	無	無	無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件／年	見込量	0	0	3
		実績値	0	0	0
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件／年	見込量	0	0	3
		実績値	0	0	0
地域の相談機関との連携強化の取組	回／年	見込量	0	0	3
		実績値	0	0	0

〔第7期計画における見込量〕

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	有無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件／年	0	0	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件／年	0	0	3
地域の相談機関との連携強化の取組	回／年	0	0	1
個別事例の支援内容検証【新規】	回／年	0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置【新規】	人	0	0	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数【新規】	件／年	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数【新規】	社／年	2	2	3
協議会の専門部会の設置数【新規】	件	4	4	4
協議会の専門部会の開催回数【新規】	回／年	1	1	1

(12) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

多くの事業者が障がい福祉サービスに参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、適切なサービス等が提供できているかどうかを検証します。

【第6期計画の見込量・実績値と、第7期計画の見込量】

- ・第6期計画期間において、障がい福祉サービス等に係る各種研修は、毎年1人の参加を見込量として設定しましたが、令和3年度及び令和4年度は3人の参加がありました。また、障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、令和5年度を見

込んでいましたが、令和3年度から実施しました。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、令和5年度の実施を見込んでいましたが、個別対応にとどまり、共有までには至りませんでした。

- ・第7期計画期間においては、令和6年度の請求における審査結果を集約し、令和7年度より年に1度を目途に、ホームページ等で共有を行う予定です。

〔第6期計画における見込量と実績値〕

項目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年	見込量	1	1	1
		実績値	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	見込量	無	無	有
		実績値	無	無	無
	回／年	見込量	0	0	1
		実績値	0	0	0
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	有無	見込量	無	無	有
		実績値	有	有	有
	回／年	見込量	0	0	1
		実績値	1	1	1

〔第7期計画における見込量〕

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	無	有	有
	回／年	0	1	1
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	有無	有	有	有
	回／年	1	1	1

【地域生活支援事業見込量の確保方策】

- ・必須事業・任意事業ともに各事業について、必要な人が必要な事業を適切に利用できるような事業内容の充実を図り、更なる周知に努めます。また、周知にあたっては、障がいのある人の情報の伝わりやすさの配慮に努めます

第6章 障がい児福祉計画

1 成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童の健やかな育成のために、令和8年度末までの成果目標として、次の成果目標を設定します。これらの成果目標の設定に当たっては、国の基本指針の改正内容、大阪府の基本的な考え方を踏まえています。

〔第3期計画期間における成果目標〕

項目	数値	考え方
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	1箇所	・令和8年度末までに、市町村又は圏域に1箇所以上設置することを基本とする。
地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	体制の構築	・児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。
重症心身障がい児の支援	2箇所	・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
児童発達支援事業所	1箇所	
放課後等デイサービス事業所	1箇所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	・令和8年度末までに各市町村、各圏域において、協議の場を設けることを基本とする。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	2名 (福祉1、 医療1)	・令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。

2 障がい児福祉サービスの利用見込量と確保方策

(1) 障がい児通所支援

①児童発達支援

未就学の障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【第2期計画の見込量・実績値と、第3期計画の見込量】

- ・児童発達支援は、第2期計画期間において、利用者数及び利用日数ともに、見込量を大きく上回る利用があり、また、増加傾向で推移しています。
- ・医療型児童発達支援は、第2期計画期間において、利用がありませんでした。
- ・第3期計画において、利用者数、利用日数ともに増加傾向を維持することを想定し、見込量を設定しています。なお、医療型児童発達支援は、法改正により、令和6年度から児童発達支援に統合されます。

【第2期計画における見込量と実績値】

サービス		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	見込量	1	1	1	4	4	4
	実績値	11	16	17	156	176	209
医療型児童発達支援	見込量	1	1	1	10	10	10
	実績値	0	0	0	0	0	0

【第3期計画における見込量】

サービス		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援		20	23	26	249	287	324

②放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童を対象に、学校授業終了後又は休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【第2期計画の見込量・実績値と、第3期計画の見込量】

- ・第2期計画期間において、利用者数は令和3年度に既に見込量を上回り、以降、増加傾向にあります。利用日数は、令和3年度には見込量を上回ったものの、令和4年度及び令和5年度ともに実績値が見込量を下回り、1人当たりの利用日数が少なくなっています。

- ・第3期計画期間において、利用者数、利用日数ともに増加することを想定し、見込量を設定しています。

〔第2期計画における見込量と実績値〕

サービス		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	見込量	57	61	66	920	1,007	1,103
	実績値	65	68	73	938	936	981

〔第3期計画における見込量〕

サービス		利用者数(人／月)			利用日数(人×日／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス		77	81	86	1,068	1,124	1,179

③居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【第2期計画の見込量・実績値と、第3期計画の見込量】

- ・第2期計画期間において、利用がありませんでした。
- ・第3期計画において、令和8年度の利用を想定し、見込量を設定しています。

〔第2期計画における見込量と実績値〕

サービス		利用者数(人／月)			利用回数(回／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	見込量	0	0	1	0	0	10
	実績値	0	0	0	0	0	0

〔第3期計画における見込量〕

サービス		利用者数(人／月)			利用回数(回／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援		0	0	1	0	0	10

④保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある児童や今後利用する予定の障がいのある児童を対象に、訪問により、保育所等における障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【第2期計画の見込量・実績値と、第3期計画の見込量】

- ・第2期計画期間において、令和4年度及び令和5年度に利用がありました。
- ・第3期計画において、令和7年度及び令和8年度には2人の利用を見込んでいます。

〔第2期計画における見込量と実績値〕

サービス		利用者数(人／月)			利用回数(回／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績値	0	1	1	0	1	1

〔第3期計画における見込量〕

サービス		利用者数(人／月)			利用回数(回／月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援		1	2	2	1	2	2

(2) 相談支援

①障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童に対して、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

【第2期計画の見込量・実績値と、第3期計画の見込量】

- ・第2期計画期間において、令和3年度には実績値が見込量を上回りましたが、その後減少傾向を示し、令和4年度及び令和5年度は実績値が見込量を下回っています。
- ・第3期計画期間において、令和6年度は現状維持、以降は1人ずつの利用増を見込んでいます。

〔第2期計画における見込量と実績値〕

サービス		利用回数(回／月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	見込量	11	14	17
	実績値	15	13	11

[第3期計画における見込量]

サービス	利用回数(回／月)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	11	11	12

(3) 児童入所支援

①福祉型児童入所支援

障がい児入所施設に入所する障がいのある児童を対象に、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。(府が実施主体です。)

②医療型児童入所支援

障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等する障がいのある児童を対象に、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うとともに、治療も行います。(府が実施主体です。)

(4) その他の支援

①医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することとされました。

【第2期計画の見込量・実績値と、第3期計画の見込量】

- ・第2期計画期間において、令和5年度に配置を見込んでいましたが、担い手の人材確保が困難なことがあり、配置ができていない状況です。
- ・第3期計画期間において、令和8年度までに専門職の配置を目指し、コーディネーターの確保に努めます。

〔第2期計画における見込量と実績値〕

		利用回数(回/月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター	見込量	0	0	1
	実績値	0	0	0

〔第3期計画における見込量〕

		利用回数(回/月)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター (福祉関係)		0	0	1
コーディネーター (医療関係)		0	0	1

(5) 子ども・子育て支援等の利用ニーズ

本町では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく市町村計画（忠岡町子ども・子育て応援プラン2020(令和2年3月)）を策定しています。障がい児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障がい児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。

【第2期計画の見込量・実績値と、第3期計画の見込量】

- ・第2期計画期間において、現在の各障がい者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）利用者及び障がい児通所支援支給決定者を見込量として設定しています。
- ・第3期計画期間においても、第2期計画と同様の方法で見込量を設定しています。

【第2期計画における見込量と実績値】

		利用者数(人／年)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ	見込量	96	96	96
	実績値	-	-	113

【第3期計画における見込量】

		利用者(人／年)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ		120	120	120

【障がい児福祉サービス見込量の確保方策】

- ・幼少期からの早期療育が重要であるため、保護者等介助者に対する情報提供や相談対応を進めるとともに、保健センター・児童発達支援事業実施機関等との連携を密にし、必要なサービスの量の確保及び適正な支給決定を行います。
- ・放課後等デイサービスは、支援が必要な児童の生活能力の向上等が図れるよう、事業所や医療機関等との連携を密にし、必要なサービスの量の確保及び適正な支給決定を行います。
- ・重症心身障がいのある児童等に適切なサービスが提供できるよう、事業所等職員の知識や技術の向上を図るための研修への参加を促進します。

第7章 計画の推進に向けて

1 推進体制と進行管理

本計画を効果的・効率的に推進していくために、次の事項に取り組んでいきます。

(1) 3つの理念に基づいた各種取組の推進

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるもので、これまでの本町の計画で基本理念としてきた「ノーマライゼーション」（障がいがあっても、障がいのない人と同じように生活し、活動できる社会であるという考え方）、「リハビリテーション」（ライフステージのあらゆる段階において、主体性、自立性といった生き方の回復獲得をめざすという考え方）、「ソーシャル・インクルージョン」（全ての人が社会の一員として互いに包み、支え合う社会をつくるという考え方）の3つの理念に基づき、各種取組を推進します。

(2) 庁内、町内・外における連携の強化

本計画に関連する施策分野は、障がい福祉をはじめ、子育て支援、保健・医療、教育、介護、就労、生活支援、地域福祉など、多岐にわたっています。本計画の各種取組を推進するため、庁内各課における連携・調整の強化を進めます。

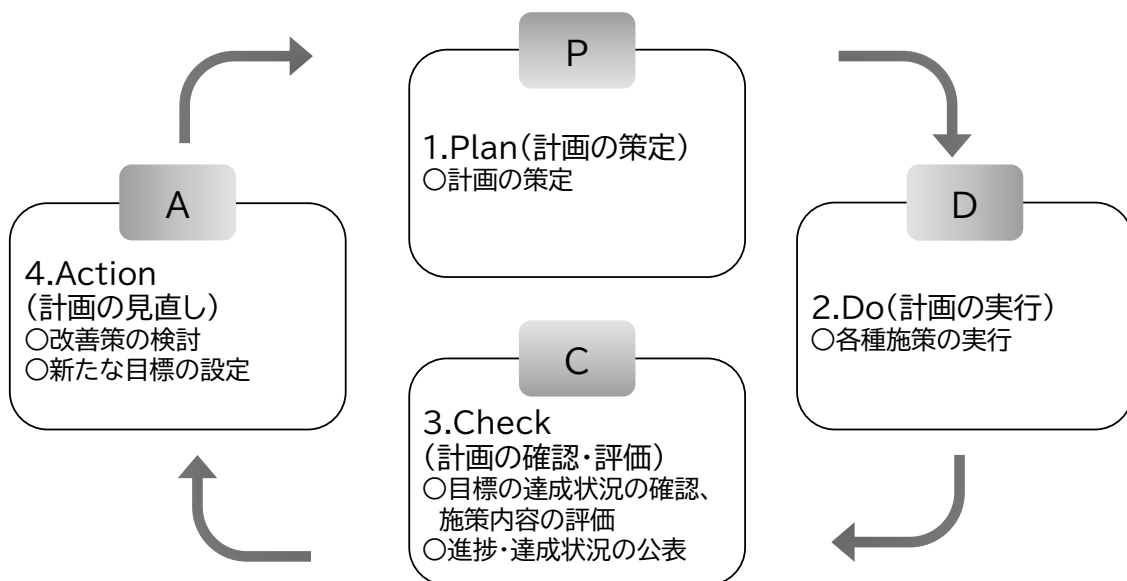
また、障がいのある人の多様で複合化した支援ニーズに包括的な対応を行うためには、町内の多様な主体（町民、関係団体及び事業者）との連携・協力が不可欠であることから、各種障がい施策について周知を図り、取組を推進していきます。

さらに、町単独で対応できない取組については、国や大阪府、近隣自治体ともさらに連携を強化し、きめ細やかなサービス提供体制の確保等に努めます。

(3) PDCAサイクルによる点検及び評価

本計画を着実かつ効果的に推進していくため、点検・評価について、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等をはじめ、施設入所者の地域生活への移行の進行状況や一般就労への移行の進行状況等、成果目標の達成状況を点検及び評価し、課題を含めこの結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

〔PDCAサイクルによる進行管理〕



資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	項 目	内 容
令和5年 7月25日	第1回 忠岡町障害者施策推進協議会	1. 委員の任期に関する要綱改定のお伺い 2. 各計画の関係と次期計画策定の方向性 3. アンケート調査票案(2種) 4. 策定スケジュール
令和5年 8～9月	アンケート調査の実施	1. 障がい者用調査(回収数445) 2. 子ども用調査(回収数40)
令和5年 10月26日	第2回 忠岡町障害者施策推進協議会	1. 忠岡町第6期障がい福祉計画における令和4年度の実績報告 2. 忠岡町第2期障がい児福祉計画における令和4年度の実績報告 3. 福祉に関するアンケート調査集計結果報告 4. 忠岡町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画【骨子案】
令和6年 1月16日	第3回 忠岡町障害者施策推進協議会	「忠岡町障がい福祉計画(第7期)障がい児福祉計画(第3期)素案」について
令和6年 2月1～29日	パブリックコメント募集	「忠岡町障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)素案」に対するパブリックコメントの募集
	第4回 忠岡町障害者施策推進協議会	【次第】

2 計画の策定体制

(1) 忠岡町障害者施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「忠岡町障害者計画」に基づき、当事者の参画を推進し、関係団体、関係行政機関、町民の連携により障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため忠岡町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、組織及び運営について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を町長に提言する。

- (1) 障害者計画の見直しに関すること。
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者施策の実施状況に関すること。
- (4) 障害者施策に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町民公募により選出した者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は失職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の進行は、議長又はあらかじめ議長が指名した者が行う。

(策定部会)

第7条 協議会に、その所掌事務の調査、策定作業の円滑な推進を図るため策定部会を置く。

2 策定部会は、別表に掲げる機関等の職員をもって組織する。

3 策定部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、策定部会の会議を掌理する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 策定部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(事務局)

第8条 協議会及び策定部会の事務局は、健康福祉部障害者福祉担当課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(忠岡町障害者計画策定検討委員会設置要綱の廃止)

2 忠岡町障害者計画策定検討委員会設置要綱（平成10年忠岡町告示第20－1号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(2) 忠岡町障害者施策推進協議会委員名簿

	氏 名	所属機関及び役職名等	
学識経験者	北野 誠一	西宮市社会福祉協議会 共生のまちづくり研究研修所長	会長
	安藤 元博	泉大津市医師会代表	副会長
関係団体	石原 廣二	忠岡町身体障害者福祉会会長	
	雪本 美帆	忠岡町しょうがい支援福祉会会長	
	松阪 一夫	忠岡町自治会連合会会長	
	花野 淳一	忠岡町社会福祉協議会会長	
	上ノ山 幸子	忠岡町エイフボランタリーネットワーク会長	
	佐竹 和恵	忠岡町民生委員・児童委員協議会副会長	
	亘 瑠璃子	忠岡町人権協会会長	
	鶴田 信也	忠岡町障害者施設代表	
	森 真規	泉州北障害者就業・生活支援センター長	
公募委員	藤木 枝梨子	公募委員	
	杉本 晴子	公募委員	
関係行政機関	明石 清美	大阪府和泉保健所地域保健課長	
	野口 淳司	大阪府立和泉支援学校校長	
	塩谷 謙二	大阪府立岸和田支援学校校長	
	泉元 喜則	忠岡町健康福祉部長	

3 関連する法律の流れ

施行/改正年	法律名	法律のポイント
平成25年 (2013年)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) (名称変更)	・「障害者自立支援法」が改正される形で施行されました。また、これに先立つ整備法により、障がいのある児童への支援も強化されています。 ・共生社会の実現のために、基本理念として「社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去」が明記されています。
平成26年 (2014年)	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約) (批准)	・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。 ・日本は平成26年1月に批准し、2月に日本について効力を発生しました。 ・条約を締結することで、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。
平成26年 (2014年)	難病の患者に対する医療等に関する法律	・難病を「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と規定し、「社会福祉その他の関連施策との有機的な連携に配慮」することとされています。
平成28年 (2016年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	・国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、平成25年6月に制定、平成28年に施行されました。 ・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。 ・この法律では、「不当な差別的扱い」の禁止や、「合理的配慮」の提供などが求められています。
平成28年 (2016年)	成年後見制度の利用の促進に関する法律	・この法律では、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めることや、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。 ・平成30年4月より厚生労働省に成年後見制度利用促進室が設置され、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、施策を推進しています。
平成30年 (2018年)	障害者基本計画(第4次) (策定)	・政府が策定する障がい者施策の最も基本的な計画で、共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することが基本理念として定められています。 ・障害者権利条約の批准(平成26年)後初めての計画となっています。
平成30年 (2018年)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	・障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい

施行/改正年	法律名	法律のポイント
	援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律	者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、施行されました。
平成30年 (2018年)	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	・文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。 ・基本的な施策として、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大や、文化芸術活動を通じた交流の促進などが定められています。
令和2年 (2020年)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(基本指針)(改正)	・障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標の設定や、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の作成に当たって即すべき事項を定め、障がい福祉サービスなどを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的としています。 ・基本理念として、「障害福祉人材の確保」、「障害者の社会参加を支える取組」が新たに追加されています。
令和2年 (2020年)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正	・○公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設 ○公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務の創設など、公共交通事業者など施設管理者におけるソフト対策の取組を強化するとしています。 ・優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進、市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)など、国民に向けた広報啓発の取組を推進するとしています。
令和2年 (2020年)	改正社会福祉法の成立	・地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記しています。 ・この理念を実現するため、市町村は○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制など、包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しています。
令和3年 (2021年)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	・医療的ケアを「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰かくたん吸引その他の医療行為」と、「医療的ケア児」を「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と定義し、医療的ケア児及びその家族に対する自治体の責務を明記しています。
令和4年 (2022年)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害	・障がい者の地域生活や就労支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②多様な就労ニーズに対する支援及び障が

施行/改正年	法律名	法律のポイント
	者総合支援法)の改正	い者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずるとしています。
令和4年 (2022年)	障害者雇用促進法の改正	・事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和5年4月1日以降に順次施行されます。
令和5年 (2023年)	障害 福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(基本指針)(改正)	・障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標の設定や、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成に当たって即すべき事項を定め、障がい福祉サービスなどを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的としています。 ・基本理念の「障害福祉人材の確保」及び「障がい者の社会参加を支える取組」が「障害福祉人材の確保・定着」、「障がい者の社会参加を支える取組定着」とされています。

4 用語の解説

あ行

【アスペルガー症候群】

発達障がいの一つで、自閉症の特徴はありつつも、言語の発達や知的発達には遅れないのが特徴です。近年では、発達障がいの1つである自閉症と合わせて、「自閉症スペクトラム障がい」として考えられるようになってきています。

【一般就労】

一般就労は、最低賃金法など就労関係法規に基づく就労です。対になる言葉に「福祉的就労」があります。

【医療的ケア】

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケアを「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰かくたん吸引その他の医療行為」と、「医療的ケア児」を「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と定義しています。

【SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）】

国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、先進国、発展途上国の双方で取り組むべき17の目標と169の指標を設定しています。

か行

【グループホーム】

地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常的な生活援助を行う施設です。他に介護保険制度では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」があります。

【ケアマネジメント】

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行ううえでの様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親せき、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。

【高次脳機能障がい】

脳の機能の中で、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高

次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がいが生じた状態をいいます。

さ行

【自閉症】

先天的な脳の機能障がいであり、興味や活動の偏りなどが特徴です。近年では、発達障がいの1つであるアスペルガー症候群と合わせて、「自閉症スペクトラム障がい」として考えられるようになってきています。

【身体障がい】

身体障害者福祉法において、身体障がい者を「身体上の障がいがある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」と定義しており、肢体不自由や、視覚や聴覚の制限があるなど、身体機能に何らかの障がいがあります。

【精神障がい】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神障がい者を「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義しており、特徴的な症状に「幻覚」や「妄想」があります。

【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

【ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）】

全ての人々を孤独や孤立、排除から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念です。

た行

【地域包括ケアシステム】

高齢者介護分野で発展した概念で、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで持続することができるよう、それぞれの地域の実情に合った住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的・包括的に提供される体制の実現をめざしています。

【知的障がい】

知的機能の障がい、発達期（おおむね18歳まで）に現れるもので、概念的、社会的、実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥が見られます。

【注意欠陥多動性障がい（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）】

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障を来すものです。

な行

【難病】

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

は行

【発達障がい】

発達障害者支援法での定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」としています。

【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

【ピアサポート】

同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちをピア（peer）といい、ピアサポートとは、こうした同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉です。

【ペアレントトレーニング】

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチの一つです。

【ペアレントプログラム】

子育てに困難を感じる保護者を対象として開発されたプログラムで、子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的としています。

【ペアレントメンター】

自らも発達障がいの子どもの育てる経験をし、かつ地域で実施している養成研修を経た親を指します。メンターには「信頼のおける仲間」という意味があります。

【放課後等デイサービス】

児童福祉法では、「学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学し

ている障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」としています。

ら行

【リハビリテーション】

もともとはラテン語で、re（再び）＋habilis（適する）からきており、障がいや、その状態を改善し、障がいのある人の社会的統合を達成するためのあらゆる手段を含んでいます。

【療育】

「療」は医療、「育」は養育・保育のことで、障がいのある児童が自立できるよう、診断・治療・教育を行うことです。なお、「療育手帳」は、知的に障がいのある人や児童に交付される手帳です。

忠岡町
障がい福祉計画(第7期)・
障がい児福祉計画(第3期)

発 行 年 月:令和6年3月
発 行:大阪府忠岡町
編 集:健康福祉部 地域福祉課
住 所:大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
電 話:0725-22-1122(代表)
ファックス:0725-22-1129
ホームページ:<https://www.town.tadaoka.osaka.jp/>